

国土交通省 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
																団体名
6	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	地方公共団体が実施する災害時無人航空機の飛行訓練については、人口集中地区で無人航空機の飛行訓練時の区域規制や条件の緩和	【支障事例】 当市消防局では、無人航空機の操縦者の確保のため、人事異動により毎年操縦士の育成が必要となるが、市の約9割が人口集中地区である川口市では、許可等を受けていない操縦者の屋外での訓練場所の確保に困難を極めている。(※許可・承認の要件に10時間の飛行経験が必要となる。)また、許可・承認に必要な飛行時間実績の短縮が可能となれば、災害での飛行が想定される屋外での飛行経験を早い段階で積むことが可能となる。	許可なく飛行訓練を行うことが可能となることにより、実災害に近い屋外での操縦経験を多く積めることで操縦能力の向上が期待でき、安全性の向上に繋がる。 許可・承認取得者の増加による安全管理体制の充実及び操縦隊員の負担軽減が可能となる。 また、許可・承認に必要な飛行時間実績の短縮が可能となれば、実災害での飛行が想定される屋外での飛行経験を早い段階で積むことが可能となる。	航空法第132条、第132条の2、第132条の3 航空法施行規則第236条、第236条の2、第236条の3、第236条の6 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領	国土交通省	川口市	—	静岡県、京都府、鳥取県、宇都宮市 静岡県、京都府、鳥取県、宇都宮市	○大都市近郊においては飛行訓練を実施する地域が少ないため、郊外で飛行訓練を行う必要がある。 また、無人航空機の飛行に関する許可・承認審査要領(平成30年1月31日国土交通省航空局長通知)5-6-1にかか「多数の者の集合する催し場所上空における飛行の場合」についての基準は当府主催の防災訓練等緊急時の利用を想定した催しについても適用の可能性を狭め、防災用としての活用性を狭めることとなるため、防災訓練等緊急時の利用を想定した催しについても基準を緩和するべきである。 ○当市も、災害対応や消防団活動(行方不明者捜索等)に無人航空機(ドローン)の活用を考えているが、操縦者の育成に多くの訓練を必要とし、許可・承認に煩雑な手続きと多くの時間を要するなどは、大変負担が多いと考えられるので、左記の提案事項に賛同します。 ○当市においては、無人航空機を2機保有しており、操縦隊員を継続的に育成する必要があるが、操縦訓練場所の確保に苦慮している状況である。 当市が管理する屋外消防訓練場があるが、DIDに該当するため、予め許可申請が必要であり、かつ現に操縦資格を有する隊員に限られることから、資格のない隊員の操縦訓練には使用できない。 しかしながら、当該訓練場は、1辺が100m以上あり、かつ4方をフェンスで囲っており十分な安全確保が可能であると考えられるため、有資格者が立会い、かつ安全管理員を配置するなど、一定の条件を満たす場合は、資格のない隊員の操縦訓練ができるよう規制緩和を行うこと。 ○本県においてこれまで支障事例はないが、将来的には同様の支障が生じる可能性があるため、左記提案事項に賛同する。災害時とはいえ、飛行範囲の安全は確保する必要があるため、左記のような条件を付すことは必要と考える。 飛行時間実績の短縮についても、提案事項に賛同するが、適切な時間をどの程度にすべきかの検討は必要と考える。 ○本県においては、3消防本部でドローンの活用事例があり、3消防本部で導入を検討しており、今後導入する本部(市町)が増えることが予想される。 県内にも人口集中地区(4,000人以上/㎢)は存在しており、今後、飛行訓練に支障が生じる可能性がある。	航空法第132条の3の規定において、公的機関等が捜索・救難などのために無人航空機を飛行する場合に国土交通大臣の許可・承認が不要としているが、これは、人命又は財産の保護の観点から緊急性がある場合には、許可・承認に係る手続きを行う暇が無いことと鑑み、特例として適用除外とするものである。公的機関であったり無人航空機による事故等を発生させていることを踏まえれば、いざ知らず特例の対象を拡大することとは不適当であり、訓練など緊急性の高いものについては、許可・承認の手続きにおいて安全性を確認する必要がある。 しかしながら、人口集中地区上空における飛行等の許可・承認が必要な場合であっても、例えばあらかじめ決まった場所において訓練などの同様の飛行を行う場合には1年間の包括許可・承認を行ったり、操縦者に10時間以上の飛行経験がなくても10時間以上の飛行経験を有した監督者の下で飛行を行うこと等を条件として許可・承認を行うなど、安全性の確保を前提に柔軟な対応を実施しており、既にその実績もある。 したがって、今回提案いただいた趣旨については、個別に御相談いただければ現行制度下においても対応可能である。	訓練における許可・承認要件に関して、本市提案に対する回答(柔軟な対応)で申請を行えば、許可・承認がされることについて、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」からは読み取ることが出来ず、また、ホームページ等にも記載(公表)されていない。 ヘルプデスクに問合せした際も、当該内容を明確に把握していない状況であり、許可・承認要件が不明確である。 今後、許可・承認要件を明確にするとともに、事例をホームページ等で公表することにより、許可・承認要件の不明確さが多少は解消されると考える。	また、提案内容に示した四面をネットで囲み、ロープ等又は機械制御によりネットを越えて上空に飛入しない措置を行えば、飛行範囲を逸脱することは考えにくく、ネット等で囲んでいるため飛行範囲内に関係者以外の立入りがないが、第三者への危害も考えにくい。 当該措置による安全性は、四面及び上部がネットで囲まれている状況と同じであることから、本市の提案による飛行方法であれば、許可・承認手続きにより安全性を確認する必要はないと考えるとともに、将来的には本提案内容の飛行に限って規制が緩和されるべきである。	—
16	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	地方公共団体による道路整備に伴う踏切新設の際の運用の見直し	【支障事例】 道路と鉄道の交差は原則立体交差ではあるが、多額の事業費、事業期間を要する。 道路の交通量又は鉄道の運転回数が少ない場合、道路と鉄道の平面交差は認められているが、運輸局側からは、鉄道の運行本数に関わらず、踏切の存在そのものに事故危険性等の不安を感じていること及び、「踏切道の拡幅に係る指針」において踏切道の統廃合を推進していることから、法に明記されているものではないが、踏切を新設する際には、別の箇所の踏切除却を求められている。 道路整備に伴い新規に踏切を設置する場合、鉄道事業者との協議のほか、踏切の除却箇所の選定・地元住民との調整(合意書)が必要となり、事業実施までに相当期間を要する(浜松市においては、計画策定から踏切除却の合意に至るまで約10年要した)。 【懸念の解消策】 当市を初めとした地方都市では、都市部と異なり、鉄道の運行回数が非常に少ない鉄道(1本/1H)もあるため、踏切の新設時の条件としては、全国一律ではなく、鉄道の運行回数や自動車の通行量等地域の実態、自治体と鉄道事業者との協議状況を考慮したうえで、都市部と地方部と異なる運用とする等、個別に判断されたい。	都市部と地方部とで異なる運用とすること等により、踏切の新設の際に踏切の除却が一律の要件とならなければ、踏切の除却箇所の調整に時間を割くことなく円滑に事業を進めることができる。	道路法第31条第1項 踏切に関する技術上の基準を定める省令第39条	国土交通省	浜松市、御殿場市	—	桶川市、京都市、甘日市、愛媛県、松浦市	○交通安全対策の中で踏切改良が必要な箇所は存在しているが、提案にある同様な理由で事業が進んでいない。少数利用者の踏切であっても既に地域に根ざした踏切となっており、改良条件に伴う廃止は合意形成を図るうえで非常にハードルが高い条件となっている。 ○踏切道の拡幅については、踏切の統廃合が前提とされているため、本市においても、容易に進まない状況があり、運用の見直しの必要性はあると認識している。 ○当市における踏切も運行回数が少ないものの、道路整備における新たな鉄道との平面交差については、別の箇所の除却を要し、調整に不測の時間を要するなど同様の事例があることから、同様の措置を求めたい。 ○過去に、都市部の整備及び区画整理事業により踏切道の統廃合が進められてきた。今後、踏切を拡幅する際に、別の箇所の踏切除却を求められても、困難であるため、柔軟に対応されたい。 ○踏切の拡幅においては、既存踏切の利用実態や地域内道路の位置付け等から、除却できる踏切が無い場合、協議・調整が進まず、踏切道の安全対策等に支障が生じている。 ○県道改良で2車線拡幅する際に、「踏切拡幅指針」に基づき、鉄道事業者と協議を行い、県内のいすれかの踏切を対象に除却を求められるが、地域の合意を得られないことがほとんどである。 ○このため、現在、鉄道局において、踏切道新設に際しての考え方を明確化し、現場の判断がしやすいようにすることを検討中である。 ○なお、今回、浜松市等から示された具体的な支障事例中では、「踏切道の拡幅に係る指針」において踏切道の統廃合を推進していることから、法に明記されているものではないが、踏切を新設する際には、別の箇所の踏切の除却を求められている。」という記載があるが、同指針は既存の踏切道に適用されるものであり、新設する踏切道には適用されない。	○踏切道の新設の考え方を明確にするに当たっては、踏切の除却箇所の選定や地元住民との調整に長期間を要した本市の事例を踏まえて、迅速な道路整備が可能となるよう、必ず既存の踏切除却を求めるとはせず、鉄道の運行回数や自動車の通行量等、地域の実態を勘案し、現場が柔軟に判断できるよう早期に対応願いたい。 ○なお、検討に当たっては、地方自治体の意見を聴く等、地域の実情も反映いただきたい。	—		

国土交通省 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を く当該対応方針決定年として表記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【静岡県】 示されたような柔軟な対応がされるのであれば、支障がないと考えるが、事例等について消防機関に周知したいので情報共有をお願いしたい。	-	【全国知事会】 所管省からの回答が「現行制度下においても対応可能」となっているが、回答のような取扱いをしていることを通知するなど、十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 提案団体からの回答が「現行制度下においても対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。	○ 人口集中地区の屋外であっても、四方や上部がネット等で囲われている場合は屋内とみなされ、航空法第132条に基づく許可が不要となることを踏まえ、四方がネット等で囲われ、かつ飛行の高さを制限する措置を講じている場合には、許可を不要とするべきではないか。 ○ 提案団体の市域の大半は人口集中地区であるため、許可を受けていない操縦者の訓練場所の確保が困難な状況にあるところ。提案団体に限らず、その他の自治体においても同様の問題を抱えていると考えられるため、公的機関による災害時訓練の円滑な実施を可能とする観点から、飛行禁止区域での許可のあり方を見直すべきではないか。 ○ どのような条件下であれば10時間以上の飛行経験を満たさなくても許可・承認を受けことが可能なか等について、これまでに行った許可・承認の事例を類型化して公表する等の方法によって明確化していただきたい。	第1次回答を踏まえた提案団体からの見解にあるとおり、柔軟な対応を行った具体事例について、ホームページ等で公表することにより、幅広く周知していくこととした。 なお、屋内は屋外と物理的に隔離されていることから航空法の適用外となり、四面及び上部をネットで囲んだ場合には屋内とみなすことができるため、従来より、航空法の適用外となっている。一方で、御提案にあるような上面が空いている場合には屋内とみなすことができないことから、航空法の適用外とはならない。 また、一般に市販されている比較的安価なドローンであっても、航空機の航行する高度でも飛行することができる(限界高度:5~6,000m程度)ことから、四面のみをネットで囲み、上面についてはネット以外の方法で例えばロープによる係留により高さの制限措置を行う場合でも、そのロープの長さ、係留の位置、四方のネットの高さなどが適切であれば、特に周辺の人や物件の安全性が確保できないことから、個々の申請において安全性を審査することとしており、申請があった場合には柔軟な対応をすることとしている。	6【国土交通省】 (14)航空法(昭27法231) 国土交通大臣の許可(132条)又は承認(132条の2)を必要とする無人航空機の飛行については、操縦者の飛行経歴が10時間に満たない場合であっても、安全を担保することが可能であると判断できる場合には、柔軟に許可することが可能であることを明確化するため、柔軟に許可した事例について、2018年中に公表するとともに地方公共団体に通知する。	通知等	平成30年12月27日	航空法第132条ただし書に基づき許可及び同法第132条の2ただし書に基づく承認を必要とする無人航空機の飛行について、無人航空機を飛行させる者に10時間の飛行経歴がなくても、安全性の確保を前提に柔軟な許可等を行った事例をホームページで公表した(平成30年12月27日)。	
【愛媛県】 回答では、「踏切道の新設に際して、考え方を明確化し、現場の判断がしやすいようにすることを検討中である」とあるが、共同提案での支障事例にのよう、既設踏切道の拡幅の際にも支障が生じている。 回答にある通り、既存の踏切道には、「踏切道の拡幅に係る指針」が適用され、他の踏切の除却又は代替策として安全対策等の追加措置が求められており、協議・調整に時間を要する事例がある。 そこで、踏切新設と同じように既設踏切道の統廃合についても、地域の実情に応じ個別判断できる柔軟な対応が可能となるような指針の運用に見直しをお願いしたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「対応することは、現行の制度の下においても可能」となっているが、十分な周知を行うこと。	○ 踏切道新設に際しての考え方については、引き続き鉄道局で検討中であり、地域の実情も踏まえながらできるだけ早期にとりまとめる予定である。 ○ なお、踏切道の新設は、地域の交通利便性を高める一方、痛みやすい事故の発生リスクや鉄道事業者の保守等に係るコスト等を増加させる一面も有している。このため、踏切の新設に際しては、徹底した安全対策を講じるとともに、追加コスト負担等について、関係者間で合意することが必要と考える。 ○ また、政府では、第10次交通安全基本計画(平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定)において、平成32年度までに踏切事故件数を平成27年度と比較して約1割削減することを目指している。引き続き踏切事故防止のため、踏切道の除却等の推進が必要であることもご理解いただきたい。 ○ なお、一次回答でも述べたとおり、「踏切道の拡幅に係る指針」は既存の踏切道に適用されるものであり、新設する踏切道には適用されない。	6【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件とすることのないよう、鉄道事業者及び道路管理者から状況等を聴取し、その結果及び地域の実情を踏まえ、運用基準を明確にする方向で検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	通知	令和元年12月10日	「踏切道の新設に係る取り扱いについて」(令和元年12月10日付 国鉄施第214号)		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
																団体名
32	A	権限移譲	運輸・交通	鉄道事業一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績報告等受理事務の国から都道府県への移譲(経由先の変更)	鉄道事業者は鉄道事業等報告規則に基づき、事業報告書及び鉄道事業実績報告書の国への提出が義務付けられているが、地域の公共交通の維持・確保の取組のため、都道府県が希望する場合には、輸送実績報告等の報告に關し、都道府県を経由して国土交通大臣に提出する方法を都道府県が選択できるように変更を求める。	【現状】 鉄道事業等報告規則第2条により、鉄道事業者は事業報告書及び鉄道事業実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長にそれぞれ一提出しなければならないとされている。同様に、旅客自動車運送事業等報告規則第2条により、一般乗合旅客自動車運送事業者は事業報告書及び輸送実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長にそれぞれ一提出しなければならないとされている。 【支障事例】 地域公共交通施策において、地方公共団体が担う役割・責務が交通政策基本法第9条で示されている一方、地方公共団体は鉄道事業者やバス事業者が国へ報告している路線ごとの実績等の情報を知り得ず、どの区間がどの程度赤字なのか、どの程度輸送人員があるかなど、地域交通の実態が把握できないため、需要喚起策を講じる・補助金等の財政補てんを検討するといったような、路線の維持等に必要施策を進めることができない。 また、法的根拠等がなければ、事業者も情報提供の協力に応じないのが現状であり、直接の経由が困難ならば、路線の維持に必要な施策実施を目的として地方公共団体側が求めた場合に情報提供を受けることができるような枠組みを構築された。	実績情報を入力(共有)することにより、事業者ごとの経営状況の把握、地域ごとの運送収入・収支率の把握ができれば、当該地域の交通網の維持・健全化に必要な施策を、適切な時期にとることが可能になる。	鉄道事業等報告規則第2条・第4条 旅客自動車運送事業等報告規則第2条・第4条 交通政策基本法第9条	国土交通省	千葉県	—	新潟県、岡山県、筑後市、宮崎市	○バス事業者に対し、利用人数などのデータを求めているが、提供していただけない状況である。 制度改正されれば、上記などのデータも得られ、交通政策にも寄与すると思うが、バス事業者の理由としては、経営の部分で明らかにされたいところもあるようなので、その部分では一定の配慮が必要と思われる。 ○鉄道事業において路線維持のための地域自治体やまちづくりとの連携が求められているものの、乗降実績等の情報が開示されないため実情把握や目標設定が立て難い。 ○当県においても、特に、バスに係る情報について、地域の実態を把握するため、国に対して情報提供を求めたが、提供を断られた事例があった。 同一県内においても都市部や農村部等各地域によって動向が異なることが想定されるため、地方自治体が地域公共交通に係る施策を実施するにあたり、実態を把握するために必要な情報が得られるような仕組みを構築された。 ○県を経由する必要はないが、情報を提供してもらいたい。 ○都道府県のみならず、市町村においても同様の支障がある。バス事業者からの路線廃止の表明は直前にしか行われず、廃止日までの短い期間に地域住民や関係者の理解を得ることは難しい状況である。バス事業者から路線廃止の表明がされたから対策を講じるのでは、地域住民や関係者との調整が難航することが予想されることから、事前に路線ごとの経営状況を把握し対策の検討を行う時間を確保するためにも、国が市町村に対して輸送実績報告書等の開示ができるよう制度改正を求める。 ○多くの地方自治体においては、少子高齢化及び都市部への人口流出により人口減少が喫緊の課題となっている。この人口減少がもたらす影響に対応するため、限られた情報のなかで、公共交通網の維持・健全化対策及びコンパクトな街形成に資する施策検討等を実施しているが、公共交通の情報を得ることは、現状把握をするために極めて重要である。 このため、情報を必要とする地方公共団体が情報提供を受けることができるような仕組みの構築をお願いしたい。	事業報告書等は、国土交通大臣が、事業者の監督行政官庁の立場から報告を求めるものであり、事業監督に係る権限を有しない都道府県を経由して事業者から事業報告書等を提出させることは、不当と考えられる。 また、複数の地方公共団体に跨がる事業者の場合、現行では一の地方運輸局に対して事業報告書等を提出すれば足りるものの、仮に、地方公共団体が求めた場合に当該地方公共団体を經由して提出させると、事業者は、希望する複数の地方公共団体に事業報告書等を提出しなければならず、事業者の事務負担の増加を招く。また、この場合には、同一の事業報告書等が複数の地方公共団体から国土交通省に進達されることとなり、事務が煩雑化する。そのため、これらの点からも不適当である。 地方、今回の提案の本旨は、「地域の交通網の維持・健全化に必要な施策を行うため、実績情報を入力すること」と理解される。地域公共交通施策のために必要な情報を入力する観点からは、交通政策基本法第10条第2項「交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念にのっとり、その業務を行うに当たっては、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする」の規定に基づき、事業者との調整の上、これを適切に運用することにより、幅広い情報の提供を受けることが可能である。 以上より、事業報告書等の徴収事務の地方公共団体への移譲は適当ではなく、提案の本旨である情報入手については現行制度により適切に対応すべきものとする。	提案の趣旨はお見込みのとおりであり、本来であれば交通政策基本法第10条第2項の規定の趣旨に基づいて、事業者から任意の提出が行われることが望ましい姿である。当県においても就数、事業者に対して情報提供に向けた調整を行っているものの、そもそも県内の事業者数が多い上、経営情報の提供に依らない事業者が多く、現状では、努力義務にとどまる限り、提供を受けることは事実上困難と言わざるを得ず、悩ましい現状の中で本提案を行っているものである。 本県提案に対する所管府省の御見解の中で、事業報告書等の提出について、都道府県を経由する仕組みとすると事業者の負担が増大すること、監督権限の所在と事業報告書等の提出が対応関係にあること等について言及されているが、仮に制度上、自治体の經由が困難であるとすれば、所管府省に一律に事業報告書等を提出する仕組みは変更せずに、「事業報告書」等の行政官庁の監督権限の執行の目的のための情報とは別に、国及び地方公共団体が連携して取り組むべき地域公共交通政策の政策目的の達成の観点から、必要となる事業者の経営に関する実績情報等について共有する仕組みを構築していただきたい。 このような仕組みを構築することは、交通政策基本法第9条、第12条、地域公共交通活性化・再生法第4条に定められている国、地方公共団体の責務や役割分担等の法の趣旨・目的にもかなうものであると考えている。	—
39	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	水管理・国土保全局所管補助事業等	水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長あて財産処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。(包括承認)当該包括承認ができる事項として、「災害対応等緊急性が認められる場合」を追加する。	【現行制度】 水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長あて財産処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。(包括承認) 【支障事例】 平成30年1月11日から14日にかけての大雪(金沢市では7年ぶりに60cm超の積雪を記録)により、市内の雪捨て場沿道の除雪が追いつかず、圧雪が残ったままであったため、運搬排雪車両の内滞な通行に支障を来した。これを受け翌15日、主要幹線道路に隣接し、広大な緩衝緑地帯を持つ犀川左岸(さいがわきがん)浄化センターを新たな雪捨て場とすることが適当と判断し、財産処分承認申請書を北陸地方整備局長に提出し、同局担当者へ一報のうえ承認を待たずに同日夜より雪捨て場としての使用を開始した。その後、同月25日付で承認がなされた。 (1)雪捨て場の開設準備、排雪運搬業者への連絡等の対応を進行中で、申請書類作成などの財産処分承認申請に係る事務が発生したことから、迅速な道路除雪の実施に支障を来した。 (2)申請から承認までの10日間は当該財産処分法的根拠がない状態であり、法遵守や事故時等の責任関係の観点から、地方公共団体として不安定な立場に置かれた。	【制度改正による効果】 (1)迅速な道路除雪の実施が可能となる。 (2)財産処分に係る法順守が徹底される。 【参考】 農林水産省の財産処分承認基準には「補助対象財産の一部を利用する場合であって、その利用が補助目的の一部として想定されおらず、補助対象財産の機能等を損なうことのない場合には、補助目的に反しない利用となることから、財産処分に該当せず、基本単に定める手続を経ることを要しない。」との規定があり、本件に置き換えた場合は報告すら不要となる。当該承認基準を参考にされた。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 ・水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準(国土交通省水管理・国土保全局長通知)2(1)	国土交通省	石川県	—	○本市においては、平成29年度の豪雪を受け、排雪場の確保は非常に重要であると考えており、今後の大雪に備え、あらかじめ多数の排雪場を確保することとしている。 しかし、想定外の豪雪で、あらかじめ確保した排雪場だけでは不足が生じ、緊急的に別の排雪場を確保することとなった場合等、制度改正は有効であると考えられる。	財産処分法の制限規定は補助目的の完全な達成を確保するためのものであるところ、補助目的の達成の確保については、災害の程度や財産処分の内容に応じて個別に判断する必要があるため、制度改正により統一した基準を設けることは想定していない。緊急性がある案件については、適宜対応することとした。	「財産処分法の制限規定は補助目的の完全な達成を確保するためのものである」点については理解できる。 しかし、本提案は緊急時における一時的な対応を念頭に置いているものであることから、補助対象財産の機能等を損なうことは無いものと考えている。 このように、緊急時で、財産管理上支障がない場合は、包括承認としていただきたい。	—	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。もしくは、交通政策基本法第10条第2項の基本理念を事業者に周知いただきたい。</p> <p>【岡山県】 所管省からの回答が「現行制度により適切に対応すべき」となっているが、提案団体では現に支障が生じているため、交通政策基本法に基づいて提案団体が求める情報を地方公共団体に提供するよう、交通関連事業者等に通知するか、事業報告書等の内容を地方公共団体へ国からきちんと提供すべきである。</p>		<p>【全国知事会】 多くの自治体から、地方公共団体の地域交通に関する調整機能を強化することの必要性について意見が出されている。 交通事業者の状況等、地域交通に関する情報の把握は、こうした調整機能の強化に資するものである。 このため、提案団体の提案に沿って、調整機能の強化が図られるよう検討を進めるべき。 なお、所管省からの回答が「現行制度により適切に対応すべき」となっているが、提案団体では現に支障が生じているため、少なくとも当面の対応として、交通政策基本法に基づいて提案団体が求める情報を地方公共団体に提供するよう交通関連事業者等に通知するべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 交通施策の策定及び実施のために地方公共団体が必要とする交通事業者に係る情報について、事業報告書・実績報告書等の提出によって国土交通省が保有している情報のうち公表している情報と公表していない情報、それ以外の国土交通省が保有していない情報について、それぞれ整理していただきたい。 ○ 事業者が国に提出している事業報告書・実績報告書については、交通政策基本法(平成25年法律第92号)第9条、第10条及び第12条並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第4条の趣旨等を踏まえ、地方公共団体の交通施策の策定及び実施に資する情報が含まれている場合には、希望する地方公共団体に当該情報を共有することを可能とする仕組みを検討いただけないか。 ○ 現行法下においては、地方公共団体において、事業者に直接情報提供を求めでも拒まれてしまう実態が存在することを踏まえ、交通施策の策定及び実施のために必要な情報を確実に取得できるような仕組みを制度化するべきではないか。</p>	<p>○ 地方分権有識者ヒアリングで提案団体の要望する情報を詳細に伺った上で対応を整理するようご指摘を受けたところ。 ○ 提案団体から提供希望があった情報とそれへの対応は別紙の通りとする。 ○ 加えて、国土交通省より、公共交通事業者に対し、交通政策基本法第10条第2項の趣旨を踏まえ、地方公共団体が地域公共交通の維持確保のために必要とする情報の提供にできる限り協力し、提供に努めるよう、通知を発出することとする。</p>	<p>6【国土交通省】 (10)道路運送法(昭26法183)、鉄道事業法(昭61法92)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び交通政策基本法(平25法92) (イ)道路運送法94条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書(旅客自動車運送事業等報告規則(昭39運輸省令21)2条)に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法95条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業実績報告書(鉄道事業等報告規則(昭62運輸省令9)2条)に含まれる鉄道事業者の情報については、あらかじめ、提供可能な情報を明確にした上で、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が当該提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築し、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (ii)地方公共団体が地域公共交通に係る施策の策定及び実施のために必要とする公共交通事業者に係る情報については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律4条4項及び交通政策基本法10条、12条、27条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、公共交通事業者に2018年度中に通知する。 また、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>	通知	平成31年3月28日	「一般乗合旅客自動車運送事業者・鉄道事業者に関する情報を地方公共団体に提供する仕組みの構築等について」(平成31年3月28日付け国総計第154号・国鉄総第422号・国鉄事第383号・国自旅第298号)により、地方運輸局等を通じて、地方公共団体及び公共交通事業者に通知・周知した。	
		<p>【全国知事会】 所管省は個別に判断の必要があるとの回答であるが、大規模・広域・複合災害へ迅速な対応を図るため、統一的な基準の見直しを積極的に行っていくべきである。</p>		<p>水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準においては、申請手続の原則として、財産処分を行う場合には承認申請書を提出しその承認を受けるものとしているが(個別承認)、今回の要望も踏まえ、雷害の発生による補助対象財産の目的外使用が見込まれる場合は、あらかじめ承認申請を行っていたときこれを承認することで対応させていただきたい。</p>	<p>6【国土交通省】 (20)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 国土交通省水管理・国土保全局所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、雷害の発生によりあらかじめ目的外使用が見込まれる場合には、目的外使用の内容に応じて複数年にわたる事前の財産処分承認申請を可能とし、その旨を関係団体等に2018年度中に周知する。</p>	通知	平成31年1月7日	水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準の取扱いについて(周知)(平成31年1月7日付け通知)	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
59	B	地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	【支障】近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「世界一安全な日本」創造戦略においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついでに、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	—	中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	—	石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本県、大分県	○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業など根拠法令との整合性から改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考えられる。 ○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。	【警察庁】警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を望み、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってまいりたい。 なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の要否が検討されるべきである。 【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。	業界によっては、刑事事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したい。 また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えられるため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求める。	—
73	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る副本提出の義務付け廃止	【支障事例】国土利用計画法では、一定の面積要件を満たす土地売買等の契約を締結した場合は、対象となる土地が所在する市町村を経由して都道府県に事後届出をすることが義務付けられ、同法施行規則により、正本(都道府県分)、副本(市町村分)及びそれぞれに添付する書類を提出することとなっている。 当該届出に係る事務に関しては、条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けている市町村※があり、そうした市町村においては正本の提出があれば足りるものの、国土利用計画法施行規則ではこうした場合の副本の提出についての取扱規定がないため、届出者は活用されることがない。また、市町村は正割の届出書等2部を保管しなければならない。(市町村は、権限移譲を受ける前は、副本等1部を保管。) ※愛知県内では、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、岩倉市、愛西市、豊山町、東栄町及び飛島村(平成30年4月現在)	【制度改正による効果】事後届出に係る権限移譲を受けている市町村においては、届出書の正本及びその添付書類1部のみを提出すれば足りる、とすることで、届出者及び当該市町村の事務負担を軽減することができる。	・国土利用計画法第23条第1項 ・国土利用計画法施行規則第20条第1項及び第2項	国土交通省	愛知県	—	岡崎市、一宮市、津島市、小牧市、愛西市、豊山町、東栄町、飛島村	○本市は、国土利用計画法の届出に係る事務に関して、条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けている。権限移譲を受ける前は、副本等1部を市で保管していたが、権限移譲後は正割の届出書2部を保管していることになっている。現状、正本の提出のみで足りるため、届出者は活用されることがない。副本及びその添付書類を作成し、提出していることとなる。そのため、副本の提出義務が廃止されれば、届出者及び市の負担軽減することができる。また、本市は提案に賛同する意向である。 ○本市では、国土利用計画法の土地売買等の事後届出(第23条第1項)に係る事務の権限移譲を受けており、平成29年度は、54件の当該届出に係る事務を行ったが、左記事例のとおり、活用されることがない副本に係る不要な事務負担が生じている。 ○国土利用計画法では、一定の面積要件を満たす土地売買等の契約を締結した場合は、対象となる土地が所在する市町村を経由して都道府県に事後届出をすることが義務付けられ、同法施行規則により、正本(都道府県分)、副本(市町村分)及びそれぞれに添付する書類を提出することとなっている。 当該届出に係る事務に関しては、愛知県条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けており、正本の提出があれば足りるものの、国土利用計画法施行規則ではこうした場合の副本の提出についての取扱規定がないため、届出者は活用されることがない。副本及びその添付書類を作成しなければならず、また、当市は正割の届出書等2部を保管しなければならない。(権限移譲を受ける前は、副本等1部を保管。) 届出に係る届出書類を、正本及びその添付書類1部にするだけで、届出者及び当市の事務負担を軽減することができる。 ○本市においては、権限移譲を受けているため、事務処理に際して正本の提出があれば足りるが、正割2部を受付処理している。 権限移譲を受けている市町村における副本の提出の義務付けを廃止することで、行政側においては、事務手続き時に正本のみの書類確認で済むため、事務処理時間の短縮につながる。ことに加え、正本の届出書1部を保管すればよいこととなる。一方届出者側においては、副本を作成する必要がなくなることから、書類作成の負担軽減による行政サービスの向上も期待される。 ○提案のとおり、本県でも同様の事例が生じていると考えられる。権限移譲を受けている市町村内の届出については、届出書と意見書の写しを県に送付してもらっており、本書は県で保管していない。	現在、国土利用計画法第23条に基づき届出を課している土地取引内容については、同法に基づいて都道府県知事が行う注視区域等の指定の判断材料となるものであるため、都道府県においても把握していることが必要である。このため、条例に基づく事務処理特例制度により届出に係る事務が市町村へ権限委譲がなされていることにより、たまたま同法施行規則第20条第1項に規定されている、正本及び副本の提出が不要になるものではない。 今後、副本の取り扱いを含め都道府県に適切に情報が共有される方法について検討することにより、可能な事務負担の軽減について検討してまいりたい。	現在、国土利用計画法第23条に基づき届出については、届出件数及び内容を都道府県から国土交通省へ報告する必要がある(平成12年4月3日付け「12国土利第141号、12国土第111号、土地利用調整課長・地価調査課長通達」)。そのため、本県では権限移譲市町村から事後届出処理内容書及び土地売買等届出書の写しが電子メール等により提出される仕組みとしており、副本及びその添付書類がなくとも、都道府県知事が行う注視区域等の指定の判断等に支障が生じることはない。 このように、権限移譲された市町村との間で、届出内容等について情報共有することは可能であることから、事務処理上活用されない副本およびその添付書類の提出義務を速やかに廃止し、届出者及び市町村の事務負担の軽減を図るべきである。	—

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規定を追加するためには、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保できないなどの具体的な立法事実が必要であるが、現時点でそのような情報を把握していない。</p> <p>引き続き中小企業庁と警察庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の目的である「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを成すに当たり、暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置を講じる必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとしたい。</p>	<p>6【国土交通省】 (3)中小企業等協同組合法(昭44法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)</p>	<p>4、5月に実施した調査の結果、中小企業等協同組合法の改正は行わないこととする。</p> <p>調査結果の検証内容を踏まえ、中小企業等協同組合法の改正は行わないこととする。</p> <p>中小企業庁において、4、5月に都道府県等に対して調査を行い、警察庁の協力も得て、調査結果の検証を行った。</p>			
<p>【一宮市】 現在、国土利用計画法第23条1項に基づく届出については、愛知県へ事後届出処理内容書及び土地売買等届出書の写しを電子メール等で送付しており、愛知県は届出内容の把握を届出書の副本及びその添付書類の提出によらなくても可能である。このため、副本及びその添付書類の提出義務廃止によって県知事が行う注視区域等の指定の判断等へ支障が生じる恐れはないと考えられる。</p> <p>このように、届出内容等については愛知県と市町村で情報共有がなされていることから、事務処理上活用されない副本およびその添付書類の提出義務を廃止することにより、届出者及び市町村の事務負担の軽減を図りたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>一次回答のとおり、条例に基づく事務処理特例制度により国土利用計画法第23条の届出に係る事務が市町村へ権限委譲がなされていることにより、ただちに同法施行規則第20条第1項に規定されている正本及び副本の提出が必要になるものではない、ということに変更はない。</p> <p>ただし、市町村及び届出者の事務負担の軽減のため、都道府県と権限移譲された市町村との間で電磁的等方法によって届出内容等について適切な情報共有の措置が行われている場合には、届出者からの提出書類は正本のみとすることを可とする方向で検討してまいりたい。</p>	<p>6【国土交通省】 (17)国土利用計画法(昭49法92) 土地売買等の事後届出(23条1項)の受理に係る事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により、当該事務を処理する権限を移譲されている市町村(特別区を含む。)においては、都道府県との間で届出内容等の情報共有が行われている場合には、正本のみで受理することを可能とし、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	<p>通知</p> <p>平成31年3月8日</p>	<p>「条例により事後届出に係る権限の移譲がなされている場合の国土利用計画法施行規則第20条第1項の運用について」(平成31年3月8日付国土企第81号)</p>		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	
															補足資料
75	B 地方に 対する規制 緩和	運輸・交通	地域間幹線系統 確保維持費国庫 補助金に係る生 活交通確保維持 改善計画の記載 事項の簡素化	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下「補助金」という。)の申請に係る生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。))において記載することとされている「地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(以下「維持事業に要する額」という。))の、2・3年目については、前年度から運行形態(運行距離、運行回数等)に変更がないと予定される場合は記載を不要とする。	【支援事例】 補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。この計画による補助の対象期間は1年のみであるが、計画には、向こう3か年の維持事業に要する額を記載しなければならない。しかしながら、国庫補助算定額の基準とするのは、1年目の維持事業に要する額のみと見られる。また、年度ごとで運行形態に変更がない場合、1年目と2、3年目の維持事業に要する額に生じる差は、曜日配列の違いによるもののみであり、金額としても補助対象路線1本につき1万円程度のわずかな差である。このように、2年目、3年目の維持事業に要する額を算出する必要に乏しい場合でも、当初申請にかかる計画の策定時に、本県では、補助対象路線が1本(平成29年6月現在の2年目、3年目)の維持事業に要する額を算出する必要があり、相当の事務負担を要している。	【制度改正による効果】 必要性の乏しい記載を廃止することで、協議会の関係者の負担を軽減し、事務の効率化を図ることができる。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第1項	国土交通省	愛知県	—	青森県、福島県、千葉県、石川県、兵庫県、岡山県	○2年目、3年目については、結局次年度、次々年度に直近の実績をもとにした単価で算出し直さねばならず、無駄な作業となっている。 ○本県においても3か年計画策定にあたり、事業者へ資料作成を依頼しているが、曜日によって運行回数が変わる場合、向こう3か年の曜日ごとの運行日数の振り分けを行う必要があり、事業者にも相当の事務負担を要している(平成30年6月現在 補助対象50系統) また、協議会へ諮る際にも3か年分の資料を配付する必要があり、相当の事務負担を要している。 必要性の乏しい記載を廃止することで、協議会関係者の負担を軽減し、事務の効率化を図ることが出来ると思われる。 ○補助対象事業者が複数ある場合には、事業者ごとに運行ダイヤ(平日、土日休日、休校日など)の設定が異なるため、必要性に乏しい2か年目、3か年目の事務作業に多大な負担が生じている。	地域間幹線系統確保維持費補助金に係る生活交通確保維持改善計画は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条により、向こう3か年の事業内容を記載することとしている。 これは、地域間幹線系統確保維持費補助金を含む地域公共交通確保維持事業が、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持することを目的として実施される事業であり、この事業の実施計画となる生活交通確保維持改善計画において、地域公共交通を確保・維持するための定量的な目標・効果等が適切に計画されているかを判断する上で、複数年度の事業内容で確認する必要があることから記載を求めているものである。 しかし、いただいた支援事例のような、運行形態に変更がなく、曜日の違いから生じる微少な差額等、地域公共交通を確保・維持するための定量的な目標・効果等が適切に計画されているかを判断する上で影響が無いと考えられるものについては、記載事項の簡略化について検討して参りたい。	記載事項の簡略化の検討に際しては、2・3年目分の維持事業に要する額の記載の省略による抜本的な見直しを図られたい。 また、検討のスケジュールをお示しいただきたい。	—
76	B 地方に 対する規制 緩和	運輸・交通	地域間幹線系統 確保維持費国庫 補助金のうち車 両購入費に係る 金融費用につ いて柔軟化	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下「補助金」という。)のうち、車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助に限り、変動金利を適用している場合には、「生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。))に記載する補助対象経費について、過去一定期間の金利変動幅や金利の平均といった根拠をもとに、安全率を見込んだ数字(上限見込み額)を記載できるようにする。」「変更に関する申請は、借入先から利率変更の通知があったから、速やかに行うこととし、変更後の金利が適用される前に計画の認定が間に合わなかった場合でも、新しい金利を適及適用する」といった柔軟な対応を可能とする。	【支援事例】 補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。補助金には複数の補助対象事業が用意されているが、このうち車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助を受ける場合、計画策定時点の金利によって算出した補助対象経費を記載する必要がある。計画認定後、金利の上昇により、補助対象経費が増額となる場合は、あらかじめ国土交通大臣から計画の変更について認定を受ける必要があるが、当該認定申請は、上昇した金利が適用される1か月前までに提出するよう求められている。(認定申請が間に合わなければ、金利上昇による経費増分は補助対象外となる。)しかし、本県においては、借入先から事業者に対する利率変更の通知は必ずしも金利適用の1か月前となっておらず(借入先の決まり等に基づく)、申請に係る手續(協議会の開催など)を考えると、申請期限までに変更申請が間に合わない場合には、補助対象事業者が金利上昇分の補助を受けられない事態が生じる。また、金利の変動の度に、協議会において関係市町村長や関係バス事業者代表者等を交えた議論を経て申請を行うことは、大きな事務負担となる。	【制度改正による効果】 金利の上昇局面であっても、補助対象事業者は車両購入費に係る金融費用について、実態に即した補助金を確実に受け取ることができる。また、補助対象経費の上限見込み額とすれば、金利が変動してもその度に変更申請を行う必要がなくなるため、計画策定者である行政、交通事業者等で構成する協議会の関係者の負担が軽減される。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第9条第1項、同第25条	国土交通省	愛知県	—	山崎市	—	生活交通確保維持改善計画の変更については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第9条により事前の変更認定が必要とされている。当該変更認定の申請期限については、交付要綱上の定めは無いが、必要な事務処理期間として、変更適用日の1ヶ月前の申請を要請している。 一方、支援事例のように1ヶ月前に変更内容が確定しない等、やむを得ない事情がある場合については、あらかじめ相談頂き、1ヶ月以内の申請についても柔軟に対応しているところ。	「1カ月以内の申請についても柔軟に対応しているところ」とあるが、本県の事例に限らず、1カ月前までに変更認定に向けた対応を行うことが困難な事例は全国的にもあると想定されるため、周知を徹底していただきたい。	—

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		次期計画の検討・策定時期までに、地域公共交通を確保・維持するための 定量的な目標・効果等が適切に計画されているかを判断する上での影響 の有無を含め記載事項の簡略化について検討して参りたい。	6【国土交通省】 (19)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (ii)地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持 改善計画については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、 補助対象年度以降の費用の総額等の記載について、地域公共交通を確 保及び維持するための定量的な目標及び効果等が適切に計画されてい るかを判断する上で必要性が低いと判断できる場合には省略が可能とな るよう見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて 必要な措置を講ずる。	事務連絡	平成31年3月29日	「地方分権改革に係る平成30年の地 方からの提案等に関する対応について (地域公共交通確保維持改善事業費補 助金関係)」(平成31年3月29日付け事 務連絡)を発出した。 「補助対象期間の計画と比較して、翌年 度及び翌々年度の計画が同じ又は曜 日の違いによる運行回数に係る変更 のみの場合については、その旨を記載す ることとすることとする要綱改正を平 成31年4月24日に行った。	
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		やむを得ない事情がある場合については、あらかじめ管轄の地方運輸局 等にご相談頂き、申請時期について引き続き柔軟に対応して参りたい。	6【国土交通省】 (19)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (i)生活交通確保維持改善計画に記載した内容に変更すべき事由が生 じた場合の計画の変更時期等については、原則1か月前に変更申請を行 う運用としているが、やむを得ない場合は、1か月前でなくとも申請を受け 付けることを、都道府県の協議会等において2018年度中に周知する。	事務連絡	平成31年3月29日	「地方分権改革に係る平成30年の地 方からの提案等に関する対応について (地域公共交通確保維持改善事業費補 助金関係)」(平成31年3月29日付け事 務連絡)を発出した。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例	各府省からの第1次回答			
													見解	補足資料		
108	B	地方に 対する規制 緩和	土木・建築	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の見直し	産業廃棄物処理施設については都市計画で敷地の位置が決められていない場合は新築・増築ができないこととされているが、建築基準法第51条ただし書の規定による特許行政の許可を受ければ新築・増築が可能であり、さらに一定規模以下の施設は同許可を受けることなく、新築・増築が可能となっている。 許可を要さない施設の規模について、特に、廃プラスチック類の破砕施設については、規模が1日当たり6トン以下の処理能力とされている木くず又はがれき類の破砕施設と比べて厳格な規制となっている。 中国政府が平成29年12月末から生活由来の廃プラスチックの輸入を禁止したため、これまで資源として中国に輸出されていた廃プラスチックが国内で処理せざるを得なくなることが見込まれており、本県では県内の産業物立量削減のため民間事業者による廃プラスチック類の破砕施設の設置を推進しているが、建築基準法第51条ただし書の許可及びそのための都市計画審議会の議を経る必要があり、遅やかな建築に支障を来している。県内の廃プラスチック類の破砕施設に対しては、破砕後の処理物の飛散防止のため屋内保管を徹底しており、屋根保管する木くず又はがれき類の破砕施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなるよう十分に配慮している。このように周辺的生活環境への配慮措置がなされている廃プラスチック類の破砕施設においては、建築基準法第51条ただし書の許可を要さない規模の要件を、木くず又はがれき類の破砕施設と同程度と見直すよう求める。	本制度改正により破砕施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたプラスチックリサイクル体制整備の促進を図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。	建築基準法第51条 建築基準法施行令第130条の2の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条	国土交通省、環境省	富山県	富山県 説明資料.doc	上越市	〇民間事業者が行う産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設は一定規模を超えると建築基準法第51条ただし書の規定による特許行政の許可を受けなければならない。一定規模以下の施設は同許可を受けることなく新築・増築が可能である。一例として工業地域、工業専用地域内の産業廃棄物処理施設の木くず又はがれき類の破砕施設は100t/日以下であれば緩和規定により許可不要となっているが、廃プラスチック類の破砕は5t/日を超える場合、一般廃棄物処理施設の木くず、がれき類の破砕は5t/日を超える場合は許可が必要となり、都市計画審議会の議を経る必要もあることから、民間事業者に対してはスケジュールも含め負担となっている。 都市計画上の支障の有無を判断するにあたり、土地利用計画、車両の搬出入経路及び台数、生活環境影響調査からも影響は同程度であるものと考えられることから、廃プラスチック類の破砕や一般廃棄物処理施設の破砕等についても緩和の見直しを求める。 本制度改正により、手続きの簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたリサイクル体制整備の確保の促進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。また、本県であれば処理施設等は都市計画で敷地の位置を決定することが原則とされており、許可においても都市計画上の支障の有無の判断が重要となるため、許可の手続きとしては都市計画法によるものであったほうが合理的であると考ええる。	【国土交通省】 〇建築基準法第51条において、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないこととされている。ただし、特許行政が都道府県都市計画審議会の議を経て許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでないとしている。 〇建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、周辺に環境に影響を与えない一定の小規模な産業廃棄物処理施設については、都市計画決定等を不要としているところであり、この規模を超えるものについてはその敷地の位置が都市計画に支障がないかを個別の実状に応じ判断が必要であるため、特許行政(富山県内であれば富山県等)の許可により対応することが適切であると考えている。 【環境省】 〇建築基準法に関しては国土交通省が所管しているところですが、環境省としては、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、都市計画決定等を不要としている産業廃棄物処理施設の規模の見直しについての協議があった場合には、ご指摘を踏まえて対応して参ります。	〇技術向上に伴い破砕機の環境性能が向上(騒音・振動の軽減)していること、周辺環境に影響を与えない施設の規模として、一律に処理能力が1日6トン以下として定められている合理的な理由はなにかお示しいただきたい。 〇「周辺環境に影響を与えない一定の小規模な産業廃棄物処理施設については、都市計画決定等を不要としているところ」とあるが、廃プラスチック類の破砕施設はそもそも木くず又はがれき類の破砕施設よりも周りに与える影響は小さいうえ、本県では、破砕前後の廃棄物・処理物の飛散防止のため屋内保管を徹底しており、屋根保管する木くず又はがれき類の破砕施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなるよう十分に配慮している。 〇また、中国や東南アジア諸国が廃プラスチック類の輸入を制限し、国内での廃プラスチックの処理、とりわけリサイクルによる処理が必要となるなど、社会経済情勢が変化していることから、1日6トン以下とする合理的な理由がないのであれば、周辺環境に影響を与えささない認められる範囲内で、規模の要件を見直すべきと考ええる。		
118	B	地方に 対する規制 緩和	土地利用(農地除く)	都市計画に係る国土交通大臣の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し	一般国道の交差点における隅切りを廃止する場合など、道路の区域を一部縮減する場合についても軽易な変更として国土交通大臣との同意・協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲の見直しすること。	道路に関する都市計画の変更に係る国土交通大臣の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲について、都市計画法施行規則第13条第5号において、道路の幅員による位置又は区域の変更は含まれていないが、道路の縮減による位置又は区域の変更は含まれていない。本県では、平成24年度に県内の都市計画区域で市決定都市計画道路を廃止したが、これに伴い当該道路に交差する一般国道の隅切り部分も廃止するため国土交通大臣の同意を要することとなり、国との下協議から含めると5ヶ月程度追加処理日数を要した。 道路に関する都市計画の軽易な変更の範囲について、幅員による位置又は区域の変更だけではなく、上記のように一般国道への影響が少ないような幅員の縮減による位置又は区域の変更についても、軽易な変更として国土交通大臣との同意・協議を不要とするよう見直しを求める。	近年、地方自治体において長期未着手となっている都市計画道路が多数存在していることが課題であり、都市計画道路の更なる見直しが必要とされているところ。不要となった都市計画道路の見直しにあたって、手続の長期化の要因となっている国土交通大臣との同意・協議の範囲を見直し、都市計画の変更手続を簡素化することで、社会経済情勢を踏まえた都市計画の適時適切な見直しを円滑に実施することが可能となる。	都市計画法第21条第2項 都市計画法施行令第14条第2号 都市計画法施行規則第13条	国土交通省	群馬県、茨城県、栃木県、新潟県	群馬県、岩手県、高松市、宮崎市	〇本市においても、長期未着手の都市計画道路について見直しに着手したところであり、今後同様の支障事例が発生する可能性がある。都市計画道路の適時適切な見直しを円滑に進めるために、具体例で挙げられているような隅切り廃止などは軽易な変更の範囲として取り扱ってほしいと考える。 〇本市においては現時点で具体的な支障事例は発生していないものの、提案団体同様に長期未着手路線の見直しに取り組んでおり、今後同様な事例が発生することが想定される。都市計画の実質的な変更を伴わず、すでになされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないと思われたいものについて協議を不要とするなど、事務の簡素化が望まれる。 〇本市の都市計画道路の未着手区間の多くは整備予定の目処が立たないことや、都市計画決定から長期間を経過したことによる都市計画道路網の見直し等により、当初の計画と整合しなくなっており、縮小・廃止も含めた都市計画道路網の見直しを予定している。そのため、今後提案事例と同様なケースも想定され、手続きを簡素化することで都市計画の適時適切な見直しを円滑に実施することは重要である。 〇本県においてこれまで支障事例は無いが、将来的には同様の支障が生じる可能性があること、また道路の区域の縮小による都市計画の変更は、幅員の場合に比し社会的な影響は小さいと考えられ、軽易な変更として扱うことは妥当であることから、制度改正の必要性はあるものと考ええる。	都市計画道路の区域を縮小する都市計画の変更については、計画上の機能を満足するために必要なものとして決定した区域を縮小することで、都市計画施設の機能の低下につながる可能性が考えられることから、軽易な変更の対象としていないことですが、本事例は、接続する市町村道の廃止に伴い、明らかに不要な隅切りを廃止し、国道の形状を整えるものであることから、都市計画道路の機能の低下につながる可能性は低いものと考えています。また、そもそも接続する市町村道の都市計画道路の廃止は、国道に将来流入する交通量が皆無になるものであり、隅切りを廃止するか否かにおいて、国が交通計画への影響を検討する必要はないと考えます。 国土交通大臣との協議を行う場合は、協議に係る手続・調整等の事務負担が発生するため、本事例のように都市計画上の影響が少ないものについては、同意・協議の対象とならないようにしていただきたい。			

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		【国土交通省】 ○建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号で定める周辺の環境に影響を与えない施設の具体的な規模については、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」に規定する特定施設の整備に関する基本指針を参考に、処理施設が周辺環境へ与える騒音、振動等だけでなく、搬出入に伴う交通量増加や交通安全等、周辺市街地環境への影響を踏まえた上で定めている。 ○提案団体においては、廃プラスチック類の破砕施設の設置にあたり、周辺環境への影響が小さくなるように十分配慮しているとのあるが、そういった提案団体に限られる個別の実状も含め、都市計画や都市計画審議会の議を経て行う特定行政庁の許可により対応することが適切であると考えている。 ○なお、都市計画決定や特定行政庁の許可は地方公共団体(の長)が実施権者であり、既に分権化されていると認識している。したがって、具体の施設の建築にあたっては、地方公共団体の関係部局が事前調整の上、すみやかに手続きを行うことも可能である。(標準処理期間を定めることも有効であると考え。)【環境省】 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律は、産業廃棄物の処理施設の安定的供給と産業廃棄物の適正処理の推進を目的としており、基本指針に定められた規模要件は、効率的な産業廃棄物の処理を行うことができる施設として融資等の対象となる施設の処理能力として規定されています。 環境省としては、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、都市計画決定等を不要としている産業廃棄物処理施設の規模の見直しについての協議等があった場合には、ご指摘を踏まえて対応して参りたいと考えています。	<平成30> 6【国土交通省】 (5)建築基準法(昭25法201) 工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設に係る新築、増築又は用途変更の際の当該施設の位置に対する制限(51条)については、都市計画決定の状況及び同条ただし書における許可の状況に係る地方公共団体における実態や当該施設の活動実績を調査し、周辺の市街地環境への影響を整理した上で、当該許可の考え方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:環境省) <令和元> 5【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201) (ii)工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設に係る新築、増築又は用途変更の際の当該施設の位置に対する制限については、51条ただし書許可に係る手続の円滑化に資するよう、許可に係る取組事例を、地方公共団体に令和元年中に通知する。(関係府省:環境省)	通知等	令和元年12月23日	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針及び令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、「廃プラスチック類の破砕施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(技術的助言)」(令和元年12月23日付国住第125号)及び「建築基準法第51条ただし書許可に係る特定行政庁等との連携について」(令和元年12月23日付国都計第92号)を国土交通省より、「廃プラスチック類の破砕施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について」(令和元年12月23日付事務連絡)を環境省より発出	
		【全国知事会】 同意を要する協議は必要最小限とすべきであり、提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		提案を受け、他の類似事例を確認した結果、本件の隔切り部分の都市計画道路の区域の必要については、他の都市計画道路の廃止に伴い必然的に生じるものであるとして、国土交通大臣への協議・同意を不要としても大きな支障は生じないと判断した。 今後、当該都市計画変更を都市計画法施行規則第13条に定める「都市計画の軽易な変更」に位置付けるよう、省令改正の検討を進める。	6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (ii)都道府県が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条)については、他の都市計画道路の廃止に伴う隔切りの廃止を含むよう、2019年中に省令を改正する。	省令	令和元年8月14日	都市計画法施行規則の一部を改正する省令(国土交通省令第二十八号)	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	
															補足資料
120	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	建築士審査会の委員任期の条例委任	建築士審査会の委員任期について、現在は建築士法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、条例に委任すること。	建築士審査会委員の任期については、建築士法第30条第1項により全国一律に2年と定められている。しかし、実際には、2年を超えて再任される委員が多く、当県では過去5年間で、27人中26人が2年を超えて再任されている状況である。一方で、職員の人材不足で他業務に圧迫されているなか、短期的に改選手続が発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた審査会運営が可能となるよう見直しを求める。	建築士法第30条第1項	国土交通省	群馬県、茨城県、栃木県	鳥取県	—	○提案団体以外の多くの都道府県におけるニーズの有無や、具体的な支援事例の詳細、各都道府県への影響の有無等も十分に調査し、当該調査の結果も踏まえた上で、法改正をする上で立法事実とするとする具体的なニーズの存在が立証されない限りは、提案に応じることはできない。 ○なお、建築基準法に基づく建築審査会の委員の任期について、過去の分権一括法で改正を行い、条例に委任することとしたものの、その結果としてはニーズがなく、むしろ大半の自治体に無用の条例改正の負担を負せたことは既に明らかになっていることであり、このことも十分に勘案する必要がある。	現行制度では任期が2年と法定されており、地方が自主的に任期を定める余地すら認められていない状況です。委員の任期について、法律に規定しなければならぬ明確な理由をお示しいただきたい。 建築審査会の委員の任期についても、現時点で2年以外としている地方公共団体が少なかつたとしても、条例委任したことで、必要に応じて地方が自主的に任期を定められるようになったことに意義があると考えています。 都道府県における条例制定の負担を考慮するのであれば、本県としては、一律に条例委任を求めない方法については、2年以上の任期の設定を希望する都道府県が、必要に応じて条例制定し、任期を設定できるようにする方法も考えられ、2年以上の任期を希望しない都道府県が新たに条例を制定する必要がないのではあれば、「大半の自治体に無用の条例改正の負担を負わせ」とことなく、地方の自主性・自立性を高めることができるのではないかと考えます。	—	
143	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	法人土地・建物基本調査の都道府県事務の見直し	国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率化や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	本調査については、統計法第16条及び統計法施行令(基幹統計調査)に基づき、以下の区分で事務を行うこととされている。 〔都道府県〕 活動が都道府県内にとどまる「会社以外の法人」の名簿整備、督促(2回目・3回目)、調査票の回収・受付(形式審査)、データ入力 〔国土交通省〕 活動が全国展開している「会社以外の法人」及び「会社法人」の名簿整備、その他都道府県が実施する業務以外の業務	統計法第16条及び統計法施行令第4条	国土交通省	鳥取県	—	北海道、青森県、福島県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、熊本県、大分県、九州地方知事会	○法人の種類によって、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が発生しているが、国が一括して調査すれば、都道府県の説明、委託契約、都道府県からの国会へ回答、都道府県が実施する事務等々を省助することができ、業務の効率化が図れる。 ○国が一括して調査をすることで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図るべきである。 ○当団体の場合、封筒の宛先が当団体となっていることから、専任の事務担当者が居ない小規模の宗教法人から様々な質問が当団体に乗せられるが、国へ改めて質問していただく、当団体から国へ確認した上で回答することで業務が効率化する。 ○都道府県事務は、事前調査(都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備)のみに限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。 【効果】事務手続きおよび経費の効率化 【支援事例】 5年に1度実施される調査であり、県では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でなく、調査担当職員の業務負担が大きい(県の本業業務に支障が生じかねない) 調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせ先が分りにくく混乱を招く恐れがある。 国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票は国交省が発送→調査対象法人→県→再委託先(民間事業者)→国交省という流れで送付されるが、都度送料がかかるため経費のムダが生じる。 国から県への委託費について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調整に時間がかかり委託費の確定が遅くなったため、県から民間事業者への委託内容の仕様検討も遅れた。 ○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も含めて一括で外部委託すれば、事務の効率化及び経費節減を図ることができる。 当県では、業務法執行のため、非常勤職員を雇用して対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮するなど体制及び作業環境整備の負担が大きい状況となっている。 「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられたり、調査票の受付整理や未提出法人への督促等だけ都道府県が実施したりする合理的な理由が見当たらない。 審査法において、国が調査を実施するが、受け付けは都道府県となり、調査票提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。 ○【支援事例】 (1)国から都道府県への法定受託事務としての理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。 (2)国から都道府県への委託費について、再委託が認められているもの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。 【上記の具体例】 (1)国が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮する場合がある。 (2)再委託する委託費の予算不足により自前で事務処理することにより職員負担が増加している。 (3)督促について、1回目を国交省が、2回目を調査省が、2回目以降は都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分りにくく混乱を招く恐れが高い。	平成5年の第1回調査から業務の一部を都道府県で実施しており、平成30年度調査に係る業務としては、会社以外の法人に係る名簿整備、調査票の回収及び督促業務について、統計法第16条及び同法施行令第4条に基づき、法定受託事務として実施することとしている。 平成30年度調査における都道府県委託業務は、平成25年度調査時に最も負担が大きかった陸奥県(回収した調査票の記載内容に対する照会)業務を国土交通省が実施することとし、また、平成30年度調査の企画・設計段階で、第1回から第3回までの督促をすべて都道府県において実施する予定だったが、事務負担を軽減すべく第1回の督促を国土交通省で実施することとした。 事務負担の変更は、調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要と考えられるが、次回調査に向けて、平成30年度調査の調査票の回収状況や結果も踏まえ、国土交通省内部及び外部に設けた学識経験者等から成る研究会(平成5年度調査から毎年開催)において、都道府県の関与の在り方について検討する。	○「調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要」との理由に照して、平成30年度土地基本調査に関する研究会(第1～3回)議事概要等によれば、調査業務へ都道府県を関与させる以外の回収率確保のための方が積極的検討・議論されている様子はない。平成35年度調査に向けては、都道府県の関与ありきで検討を行うのではなく、まず、国だけの調査では回収率が上昇しない原因を検証し、都道府県の関与がなくても回収率を確保できる仕組みづくりをこの研究会で検討した上で、統計法等関係法令での位置づけも含めた調査方法等の根本的な見直し、罰則等も含めた運用の徹底に当たられるべきではないか。 ○「学識経験者等から成る研究会において、都道府県の関与の在り方について検討する」とするとの調査について、これまでの土地基本調査に関する研究会での検討状況も踏まえ、具体的な目的をお示しいただきたい。 なお、「次回調査に向けて、平成30年度調査の調査票の回収状況や結果も踏まえ」とのことであるが、検討を先延ばしにせずとも過去の調査結果も踏まえて検討をすみやかに開始していただきたい。	—

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 所管省の回答は、具体的なニーズが立証されない限り提案に応じることはできないとされているが、提案の検討に当たっては、国が地方に委ねることによる支障を立証・説明すべきである。 委員の構成・数・任期・選任手続等については原則として地方公共団体が条例で定めることとする地方分権推進計画を踏まえて、提案について十分な検討を求める。 無用な条例改正の負担であるとか、ニーズがないという見解は、地方分権の趣旨を全く理解しないものであり、到底許容することはできない。地方としては断固としてこの回答を拒否し、国の態度を明らかにすることを求める。</p>	<p>○ 都道府県建築士審査会の運営は自治事務であり、かつ他の審査会等の委員任期について条例委任されているものもあるにも関わらず、都道府県建築士審査会の委員任期が全国一律で2年と法定されなければいけない理由を示されたい。 ○ 法令で定められた任期とするか否かについて、地方公共団体の判断により設定することを可能とすることで地方の自主性・自立性を高めることが地方分権の趣旨であり、建築審査会の委員任期の条例委任に関して、「その結果としてほぼニーズがなく、むしろ大半の自治体に無用な条例改正の負担を負わせた」という指摘は当たらない。都道府県建築士審査会の委員の任期についても、都道府県の判断により任期を設定できるよう条例委任すべきではないか。 ○ 任期の変更を希望しない都道府県における条例制定の負担を考慮するのであれば、希望する都道府県のみ条例を制定して任期を設定できるようにする措置方法を改めて検討し、条例委任すべきではないか。</p>	<p>○ 提案事項に係るニーズ等を確認するため、地方分権改革推進室と共同に、都道府県の取次部局及び建築部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとした。</p>	<p>6【国土交通省】 (7)建築士法(昭25法202) 都道府県建築士審査会の委員の任期(30条1項)については、一律に条例委任又は条例で法定任期以外の任期を設定可能とする。</p>	<p>法律</p>	<p>令和元年6月7日に公布・施行</p>	<p>都道府県が条例で2年を超え3年以下の任期を設定することを可能とする内容の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号)が第198回国会において成立し、令和元年6月7日に公布・施行済み。</p>	
<p>【愛知県】 調査票の回収時における国と県の現行の事務分担は、調査対象が会社法人であるか等によって区分けされているだけであり、これらを変更することで回収率が下がるとは考え難い。 都道府県の関与のあり方について、引き続き検討されるということであるが、法人土地・建物基本調査における都道府県の関与の必要性が十分に示せないのであれば、提案の趣旨に沿った都道府県事務の見直しをしていただきたい。 【埼玉県】 調査対象約49万法人のうち、国が約34万法人(会社法人)、都道府県が約15万法人(宗教法人、学校法人等)を所管している。調査のフロー等は、いずれの法人もほぼ同一であり、国が一括して行う方が効率的である。 事務分担の変更により、法人(会社法人以外)によっては、調査票の回答先が都道府県から国に変わる。しかしながら、このことが原因で回収率に影響を与えるとは考えられない。 疑義照会及び1回目の督促を国が実施することとしても、一連の業務を行う準備は必要であり、都道府県が行う事務負担は変わらない。</p>			<p>平成30年土地基本調査に関する研究会(第1～3回)においては、国と都道府県の事務分担の見直しのほか、「調査票」の構成・デザイン改善などの回収率確保に関する議論を行った。 また、平成30年調査は、平成28年に実施した予備調査における国と都道府県の事務分担に応じた督促と回収率の傾向について検証を行い、その結果を踏まえて、国と都道府県の事務分担を決定した(平成28年予備調査における国の回収率:約71%、都道府県の回収率:約85%)。次回調査における都道府県の関与の在り方については、今回の調査に伴う回収率等の結果を踏まえたうえで、次回調査に向けた研究会等に向けて、事務の効率化のための見直しの方向性を整理する。</p>	<p>＜平30＞ 6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜令3＞ 5【国土交通省】 (19)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査については、都道府県の負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・令和5年に実施する当該調査に先立ち試行的に実施する令和3年の予備調査に係る事務については、国が処理する。 [措置済み(令和3年予備調査において実施)] ・当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。</p>	<p>従前、都道府県が担当していた事務について、令和3年度度の「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査」を国土交通省が実施するなど、都道府県の負担軽減のための措置を行う。 また、法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年度から国が処理する。</p>	<p>令和4年度中</p>	<p>法人土地・建物基本調査に係る都道府県が行う事務に関する課題について把握するため、平成31年2月から3月にかけて、都道府県の調査業務担当者に対するヒアリングを行った。 また、都道府県が行う事務の在り方の見直しへ向け、次回以降の法人土地・建物基本調査の設計に関する検討の前提となる、平成30年調査の集計を国土交通省において行い、令和2年9月30日に公表した。 平成30年調査に係る回収や集計をはじめとした事務の状況や都道府県に対するヒアリングを踏まえ、法人土地・建物基本調査に関する研究会で検討した結果、都道府県の負担軽減のための措置を行うことについて了承を得たところである。 令和3年度度の「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査」は国土交通省で実施した。 令和4年度は、都道府県が担当していた事務について従前どおり実施し、その事務手続き等については、簡素化した。 「統計法施行令」の改正(令和5年3月8日公布、4月1日施行)及び「法人土地・建物基本調査規則」の改正(令和5年3月31日公布、4月1日施行)により、当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、国が処理することとした。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									各府省からの第1次回答			見解	補足資料	
											団体名	支障事例				
153	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	公共土木施設災害復旧事業において、善業費決定の基礎となる設計を設計変更し、主務大臣に協議し、同意を得る必要があるが、一定の要件を満たす場合は「軽微な変更」と見なし「軽微な変更」の範囲拡大	公共土木施設災害復旧事業において、善業費決定の基礎となる設計を設計変更し、主務大臣に協議し、同意を得る必要があるが、一定の要件を満たす場合は「軽微な変更」と見なし「軽微な変更」の範囲拡大	公共土木施設災害復旧事業において、善業費決定の基礎となる設計を設計変更し、主務大臣に協議し、同意を得なければならない。また、設計の変更があるときは、「軽微な変更」を除き、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。なお「軽微な変更」とは、事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ、1,000万円以下とされている。このうち、「1,000万円以下」の金額要件を緩和すること。	公共土木施設災害復旧事業費用(超過勤務手当)が削減できるほか、迅速に災害復旧工事を実施できる。	・公共土木施設災害復旧事業費用負担法第3条、第7条 ・公共土木施設災害復旧事業費用負担法施行令第6条、第7条 ・公共土木施設災害復旧事業費用負担法事務取扱要綱第20	国土交通省	長野県	—	北海道、福島県、栃木県、愛知県、鳥取県、甘粛省、山形県、熊本県、大分県	○熊本地震では、これまでの災害に比して復旧事業費が高額となる事例が多く、提案事例と同様に、復旧事業費が高額となる事例も増加している。 また、本市が中央官庁に対し「周辺地に存在していることもあり、協議のために赴く時間や費用も少なからず負担となり、メール等を用いた事前打合せを可能とすることで、選時、相談の頻度を高め、協議の円滑化に繋げることができるとはならない。 ○熊本県においても長野県と同様に事業費が高額となる工事においては、1,000万円以上の変更が頻発し、変更協議による事務量の増や工事着手の遅延等により、被災施設の早期復旧の支障となる。 一方、東日本大震災等で被災した公共土木施設に関する災害復旧事業においては、「軽微な変更」となる工費費の増減範囲が決定工費の3割以内で、かつ、5,000万円以下に拡大されていること、この金額要件緩和の対象事業範囲を拡大することが被災施設の早期復旧に有効であると考える。 ○大規模災害時等においては、復旧工事も数多くなり、上限金額が緩和されることにより、自治体担当者の変更協議資料を作る労力、費用(超過勤務手当)が削減できるほか、迅速に災害復旧工事を実施できる。 ○熊本県において現段階では支障はないが、南海トラフ地震が懸念されており、大規模地震時の事務量の低減は大きな課題である。現在、大規模災害時の査定方針では、査定時の効率化を進めていただけており、同様に実施時の効率化もご検討いただきたい。 ○本県では、平成27年の月間東東北豪雨による公共土木施設被害が県、市町において596箇所におよび、うち31箇所において設計変更を実施した。設計変更した31箇所の内、1,000万円を超える工費費の増減が理由で実施したものが7箇所(2割程度)であった。 金額要件の緩和が実施されれば、事務負担の軽減等が図られる。 ○「軽微な変更」として扱われる「工事の種類」に変化が無い「わずかな変更」の場合でも高額な事業費の場合は変更額が1,000万円以上となる。 国との協議に時間を要すること、協議が譲りうまう変更部分の工事着手が認められないこと等は被災箇所の早期復旧の観点からも好ましく無い。	災害復旧事業は、箇所数が膨大であることもあり、その事業実施の適正化のため、国庫負担法施行令第7条の規定により、災害復旧事業の事業費の決定の基礎となる設計を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければならないこととしている。 また、大規模災害時の災害査定においては、査定方針に事前ルールが定められているなど、事務の効率化・簡素化について一定の配慮がなされている。そのような状況を生かし、早期の復旧工事の実現のため、実施段階においても同様に事務の効率化が図られるべきではない。 近年、東日本大震災や熊本地震を始めとする大規模地震、本年7月の西日本豪雨のような豪雨災害が頻発しており、今後も全国で同様の支障事例が生じることが予想される。災害規模に応じた金額要件の緩和を是非とも検討していただきたい。	—	
159	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	道路法施行令第36条による不用品物の管理期間の運用弾力化	すでに道路としての機能・形態を失っている里道(市道認定有)で、道路を構成する敷地等が供用廃止又は区域変更により不用品となった場合の管理期間について。 ・公道住民等の利害関係者に対して廃道の同意取得が完了している場合 ・売却等の処分方針が明確になっている場合 は、地方公共団体の判断で管理期間を設けないこととできるようにしてほしい。	【現状】本市では、里道も市道として認定しているが、過去に田畑等へ至る道路(車両通行可能な幅員は無い)として機能していたものの、開発や区画整理、道路整備事業により車両の通行が可能な別の道路ができたため難も通行しなくなり、道路としての機能・形態がなくなったような里道が存在する。こうした里道について私下げの要望があった場合、当該里道が不用品道路と考案られ、他の行政目的でも使用する予定がない場合には、公道住民等利害関係者の廃道の同意取得を条件に私下げ可能な旨を回答している。その後、廃道の同意取得が確認できた後に市議会で廃道の議決を経て、告示を告示後2ヶ月間の管理期間(道路法施行令第36条)経過後に私下げを行っている。 【支障事例】この管理期間があるために、土地の有効活用にかかる時間が長くなり、事業者の負担が増え、土地利用や経済活動の妨げになっている。 また、公道住民等利害関係者に対して廃道の同意取得が完了しており、売却等の処分方針が明確になっている場合については、地方公共団体の判断で管理期間を設けないこととできるよう求める。 なお、業務上は公道住民等を含め廃道に向けての調整が完了してから市議会(廃道の議決、告示)を行うこととすべきで、道路としての機能・形態を失っており一般歩行者の便益を考慮する必要性が乏しいことを鑑みれば、管理期間の必要性は乏しいと考えられる。	道路法第92条第2項(民間)への私下げの促進)を促すことができ、民間による土地活用の活性化(経済活性化、人口増対策)に繋がる。	道路法第92条第1項 道路法施行令第36条	国土交通省	神戸市	—	福岡市、川崎市、海老名市、名古屋市、古河市、宇都宮市、出雲市、熊本市	○本市においても、自動車通行ができないほど幅員が狭い市道も多いため、年間1、2件程度、市道の用途廃止申請が提出されている。 通常の用途廃止申請では、私下げまでの期間が2、3ヵ月ほどであるが、市道の用途廃止申請では、議会提案の上、廃道管理期間の2ヵ月間があるため、私下げまで半年以上経過することがほとんどである。 申請日として大きな負担となっている現状であるが、路線によっては廃道期間を設けなくても交通にほとんど影響を与えない場所も多い。 ○都市計画法に基づき開発行為の際に、所有者が開発業者に無ければ、開発申請を受理していないため、市有地の売買が遅やかに完了し、所有者が開発業者に移れば、申請が早まり、土地の有効活用が早期に行われ、時期によっては市の財源にも寄与する。 ○特に支障を生じていないが、本提案は民間有地の土地の有効活用の観点からは有効であることは、事務処理の効率化にもつながると考える。 ○本市では、道路としての機能形態を失っている市道が市内各所で存在しており、そのなかには、民有地の敷地の一部として一体利用されている市道も散見される。 こうした市道については、売却しやむを得ない場合、当該市道が必要道路敷と考案られ、他の行政目的で使用する予定がない場合、地権者等利害関係者の廃道の同意取得を条件に私払い可能な旨を回答している。その後、廃道の同意取得を確認後、市議会から当該市道の議決を経て、告示後2ヶ月間の管理期間(道路法施行令第36条)経過後、私払いを行っている。 2ヶ月という管理期間があることにより、土地の有効活用にかかる時間が長くなり、地権者等からたびたび苦情をいただくケースがあり、種に管理期間中に地権者の心情変化により私払いが無くなるケースもある。 業務上は、公道住民等を含め廃道に向けての調整が完了してから市議会へ廃道の議決、告示を行うこととすべきで、道路としての機能形態を失っており一般歩行者の便益を考慮する必要性が乏しいことを鑑みれば、管理期間の必要性は無意味と考えられる。 ○JRの高速化・複線化第二期事業において、通行に支障のない範囲で市道の一部を西日本旅客鉄道株式会社に譲渡したが、2ヶ月間の管理期間のために、工事に着手出来ないこととなっている。 国・自治体の補助ともなう公共性の高い事業で、かつ、通行に支障がない範囲での供用廃止についても、道路管理者の判断で管理期間を設けないことができることとされた。	道路法第92条に基づく不用品物の管理期間は、一般交通の用に適切に供されている道路については、公物として公権力の規制に相当するものであるため、ある時点から直ちに一般民事上の法律関係に移行することに問題があり、また実際にも他の種類の道路として使用される可能性があること及び一般歩行者の通行上の便益を考慮する必要があることから設けられた規定であり、管理期間の規定は必要不可欠である。 提案団体は道路としての機能・形態を有しない道路の場合に支障があるとしているが、道路法に基づく道路は一般歩行者による交通の用に供されることが予定され、道路の機能が失われた道路を道路法上の道路として存留することは適当ではないことから、本来、そのような状態に至った場合には道路管理者は速やかに供用廃止の措置を行うことが適当であり、このような速やかな対応が講じられれば、提案事例にある支障は生じないものと考えられる。 また、道路の機能が失われた状態にある道路については、前述のとおり、そもそも道路として存留することが適当ではなく、そのような道路が供用されていることを前提として制度のあり方を論ずることができない。 したがって、道路法第92条に基づく管理期間を不要とすることは受け入れることができない。	神戸市においては、昭和22年から昭和32年頃にかけて各村を合併した際に、各村の村道路線を市道として認定、区域を定め、供用を開始する旨の告示を行っている。また、各市内道路は、旧道路法(大正8年4月10日法律第58号)制定時に、村内の多くの里道を、一般の交通の用に供しているとして、村道路線として認定している。 こうした経緯から、本市では多くの里道が市道として認定されているが、道路整備等の時代の差により、機能を失ったと思われるものも存在している。こうした道路は、速やかに供用廃止を行うことが望ましいが、境界が不明確なものやその後の用途が確定していないものも多く、供用廃止にあたって多くの作業や時間を要すること踏まえ、私下げ要望があるものから行っているところである。 このような実情に鑑み、円滑な供用廃止を進めていくために、機能・形態を失っている道路については、管理期間を設けないこととできるようしていただきたい。	—
185	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域間幹線系統確保維持費用国庫補助金の見直し	生活交通確保維持改善計画の認定手続きを計画期間開始前に行う等、事務手続きの適正化を図る。	【現状】地域間幹線系統確保維持費用国庫補助金の交付は、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者(若しくは交通施設の管理者等)からなる協議会において、地域の特性・実情に即した最適な移動手段の提供などの取組等と内容とする「生活交通確保維持改善計画」の策定を必要としている。 国は、計画認定の申請を受け、補助対象期間(10月1日～9月30日)前に計画を認定し、補助対象期間経過後、交通事業者から計画記載数値を上限とした補助金交付申請を受け、交付決定を行うものとされている。 【支障事例】計画の認定は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条1項において、補助対象期間の開始前に認定を行い、都道府県協議会等に通知するものと定められている。しかし、平成29年度分(H27.10.1～H28.9.30)は平成28年3月下旬、平成29年度分(H28.10.1～H29.9.30)は平成29年6月下旬、平成30年度分(H29.10.1～H30.9.30)は5月23日時点で認定前と、補助対象期間前の計画認定がなされていない。 また、県が構成員であり、事務局となっている協議会として、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事案が発生することが多く、認定されることを前提とした協議会運営を余儀なくされるとともに、国からは書類の一部を空欄での提出を指示されるなど、適正な手続きができない状況にある。	計画認定手続きが早期化され、事業開始前に認定されることにより、交通事業者において計画に基づく事業としての進行ができ、協議会が策定した計画の実効性が確保されるようになる。 また、協議会の運営に即した最適な移動手段の適正な協議、手続きができるようになる。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第4条・第5条・第9条・第10条	国土交通省	岐阜県	—	宮城県、千葉県、岡山県、愛媛県	○本県においても、認定の通知がないまま補助対象期間に突入しており、本来であれば補助事業対象期間に入る前に運行業者に対し果から通知しなければならないが、国に引きずられる形で県も遅りで通知を生かざるを得ない。 ○本県においても、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事案が発生する事例が生じている。認定されることを前提とした協議会運営や国から認定番号やメールや口頭にて確認するという対応をとっていること。 ○号及の事務処理が常態化しており、不適切な事務管理とならざるを得ないことから、早期手続きを望む。 ○平成30年度から計画策定後の内定通知がなくなったことから、毎年度計画を策定する意義が薄れている。バス事業者の経営不安解消のため、計画開始前の認定及び内定制度の復活をお願いしたい。	生活交通確保維持改善計画の認定については、各都道府県等協議会から提出される計画の記載内容に誤り等が多いとのことから、毎年のように本欄や様式が変更され、わかりずらいことから、これまでに配布されている記載要領のほかに手引き書などを示す、あるいは誤りが増えやすい様式を簡素化する、計算式を入力した様式を配布するなど対応を認められたい。また、協議会の委員の一員として計画を作成し、計画認定も承知している運輸支局により内容確認がなされるよう運輸局・運輸支局に指示いただきたい。 なお、確認作業上、実質的に補助対象期間前の認定が困難なのであれば、要綱改正や計画策定上必要な準備等の通知を早めることと、国土交通省の事務スケジュールの見直しを検討されたい。	—	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>設計変更の協議を要する金額要件を緩和すれば、工法や構造に影響がでるような重要な変更も「軽微な変更」に含まれる恐れがあり、その変更内容を確認することができなくなる。そのため、十分な復旧効果が得られないなど、事業の適正な実施ができない可能性があるため、本提案は不適当である。 なお、東日本大震災のような大規模災害が発生した際は、災害箇所が特定の地域に集中し、さらに箇所数が膨大になることから、事務の効率化・簡素化を図り、早期の復旧工事を実現するため、被害のあった地域において、特例的に「軽微な変更」の金額要件を緩和することで対応している場合があり、そのことは承知している。</p>	<p>6【国土交通省】 (8)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97) 災害復旧事業の設計変更については、迅速な変更協議を可能とするよう、2019年中に事務手続の簡素化や研修等の充実の措置を講ずる。</p>	<p>周知・支援</p> <p>令和元年中</p>	<p>令和元年4月、5月に災害復旧事業ブ ロック会議等を開催し、意見交換を行う とともに、設計変更協議を郵送で対応 可能とする範囲など事務手続の簡素化 を周知・徹底した。 また、同会議において、必要に応じて設 計変更協議手法を解説するなど技術的 助言を行う。 出前講座は、都道府県等からの要望に 応じて随時実施し、設計変更協議手法 を解説する等の技術的助言を行う。</p>		
		<p>【全国知事会】 不利用物件の管理期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を 踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容すべき である。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>道路法第2条に規定されているとおり、道路法における道路とは「一般交 通の用に供する道」すなわち、不特定多数の一般大衆の用に供するもの であることから、通行人の利便性を確保する必要があり、提案にあるような 機能・形態を失い、誰も通行しなくなった道路は法律上前提とされていない ことから、そのような道路を放置することを容認した上で制度を見直すこと は法制上困難であり、そのような道路は速やかに供用廃止することで対応 いただきたい。 また、道路法上の道路は一般交通の用に供する道であることから、特定 の近隣住民のみの同意によって直ちに民有地に移行することは適切では なく、供用廃止及びその公示ののち管理期間において他の道路への利用 等を検討したうえで、民有地に移管する必要がある。 さらに、平成20年の地方分権改革推進委員会の第2次勧告に廃止又は 条例委任すべき旨盛り込まれているが、その後自治体への調査を行い、 それを踏まえて平成21年に当時の管理期間を半分に短縮していること ろ。</p>	<p><平30> 6【国土交通省】 (13)道路法(昭27法180) (ii)不利用物件の管理期間(92条1項及び施行令38条)については、地方公 共団体における道路管理の実態等について把握した上で、その在り方に ついて検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を 講ずる。 <令元> 5【国土交通省】 (13)道路法(昭27法180) (ii)不利用物件の管理期間(92条1項及び施行令38条)については、路線廃止後 の円滑な土地利用に資するよう、管理期間の運用に係る解釈を明確化し、 地方公共団体に令和元年度中に通知する。</p>	<p>通知</p> <p>令和2年3月31日</p>	<p>「道路の路線の廃止に伴う不利用物件の 管理期間の取扱いについて」 (令和2年3月31日付国土交通省道路 局路政課企画専門官事務連絡)</p>		
<p>【愛媛県】 平成30年度の計画認定については、平成29年9月29日付け通知が、平 成30年8月1日付けで到着し、約10か月の遅れが生じたところであり、毎年 遅れが常態化していることから、国において制度の根本的な見直しが必要 である。</p>		<p>【全国知事会】 地方公共団体が補助金を受けるに当たり、補助要綱により計画策定が義 務付けられ、大きな事務負担を課せられていることは適当ではない。当該 補助要綱による義務付け・格付けは、廃止又は法律・政令に根拠を置くこ ととすること。また、期日内の適正な事務手続きを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>現在の様式について、補助金の算出に必要な情報のみを記載いただい ているところ、これ以上の簡略化は困難であるが、ご意見のあった自動計 算される様式の配布については、中期計画の検討・策定時期までに検討し て参りたい。また、運輸支局等のチェック体制についても、これまで以上に 十分な内容確認がされるよう指導して参りたい。 交付要綱の改正や計画策定上必要な単価等の通知の前倒しについ ては、次年度の補助の根拠となる政府予算案決定後、速やかに取り組んで いるところ、これ以上要綱改正等のスケジュールを早めることは困難であ るが、要綱改正等を行う場合には、これまで以上にわかりやすく丁寧な説 明に努めて参りたい。 なお、計画策定の廃止については、本補助金が、生活交通の存続が危機 に瀕している地域等において、都道府県協議会等が、地域の生活交通の 実情のニーズを的確に把握しながら、地域の特性・実情に応じた最適な交 通手段を確保・維持するために策定する計画に基づいて実施される事業 に対して補助するものであることから、廃止することはできない。</p>	<p>6【国土交通省】 (19)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (iii)地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保保 持改善計画については、早期の計画認定に資するよう、必要事項の記載 等の誤りを防止する観点から、自動計算が可能な様式の配布や提出先で ある運輸支局等との連携方法を見直すなど、必要な方を検討し、2018年 度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>事務連絡</p> <p>平成31年3月29日</p>	<p>「地方分権改革に係る平成30年の地 方からの提案等に関する対応について (地域公共交通確保維持改善事業費補 助金関係)」(平成31年3月29日付け事 務連絡)を発出した。 ・生活交通確保維持改善計画の作成に 関し、記載誤りの防止及び計画作成事 務の負担軽減を図る観点から、自動計 算可能な様式を令和元年5月14日に 各地方運輸局等を通じて提供した。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名			見解	補足資料
											団体名	支障事例			
190	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地)	都市計画に係る都道府県知事の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し	都市計画で引用している法令が改正されたことによる条項ずれ等による形式上の都市計画の変更について軽易な変更として都道府県知事との同意・協議を不要とすることができるように軽易な変更の範囲の見直し	地区計画などの市町村が定める都市計画において建築基準法の法令の条項を引用しているが、法令改正によって条項ずれが生じた際、その都度市町村が都市計画を変更している。実態の変更が伴わない単に条項がずれたの形式的な修正であるにも関わらず、都市計画法施行令第14条第3号に規定される軽易な変更にあたって都道府県知事との協議を行わざるを得ず、都道府県と市町村で協議手続の負担が発生している。	形式上の都市計画の変更について軽易な変更として都道府県知事の同意・協議を不要とすることで、都道府県の関与が減り市町村の都市計画決定手続が速やかに実施できるようになり、都道府県及び市町村の双方において事務負担の軽減、行政運営の効率化が図られる。	都市計画法21条2項括弧書き、都市計画法施行令第14条	国土交通省	福井県	一	川越市、石川県、田原市、福井県、兵庫県、鳥取県、下関市、徳島市、高松市、福岡県、筑後市、志免町、大分県	<ul style="list-style-type: none"> ○当市においても地区計画の用途制限などにおいて建築基準法、風俗営業等の規制及び娯楽の適正化に関する法律の条項を引用しており、法改正に伴う条項ずれ等による都市計画の変更が生じた際には、都市計画の修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではありません。 なお、都市計画を利用する方々への分かりやすさの観点からは、当該都市計画の実質的な変更を行う機会を捉えて、条項ずれを併せて措置していただくことが望まれます。また、実質的な変更を行う機会が想定されない場合には、告示している都市計画において条項ずれが生じていることを周知することが、その旨を通知等の文書によりお知らせいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県知事の同意・協議を不要とすることができない理由をご説明いただきたい。 ○都市計画そのものの効力に影響を及ぼさない変更については、当該都市計画の実質的な変更を行う機会を併せて措置を行う、もしくは、実質的な変更を行う機会が想定されない場合には、告示している都市計画において条項ずれが生じていることを周知することが、その旨を通知等の文書によりお知らせいただきたい。 	
203	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅法第34条に規定されている収入調査手法の拡大	収入申告の真偽を調査・確認できる手だてについて、収入申告等の適切な手続きを怠った過去済み滞納者に対してでも課税台帳の閲覧等を可能とする等、調査・確認手法を拡大すること。	本市では、収入申告を行わない入居者に対しては、申告を行うよう丁寧に連絡・催告を行っているところであるが、中には再三連絡・催告を行ったにもかかわらず、収入状況申告を見込め、債権が適正に管理されると同時に、生活困窮者には生活再建のために必要な措置を講じることが可能となる。また、無益な法的措置を防ぐことで、自治体は法的措置に係る費用を効果的に執行でき、かつ業務効率化を図ることができる。	公営住宅法第34条	国土交通省	福井県	一	いわき市、静岡県、神戸市、尼崎市	<ul style="list-style-type: none"> ○当市において、過去後に滞納がある事案について、収入申告が未提出の者について、現在の収入状況を把握できない状況である。また、収入申告が未提出の者は就労先等も不明であるため、債権差押の手続き等、滞納整理業務において支障が生じている。収入申告等の適切な手続きを怠った過去済み滞納者に対してでも課税台帳の閲覧等を可能とする等、調査・確認手法を拡大することができれば、債権回収率向上に資することができる。 ○本市においても、家賃を滞納し遠方へ転居するケースがある。市営住宅入居者については低所得者向けの住宅となっていることから債権回収の見通しを立てるためにも収入状況の把握が必要となる。 ○本市においては、公営住宅法第34条の適用範囲について明確な基準が示されておらず、提案市と同様の支障が生じており、過去者についても調査権限が生じれば、徴収業務として有益であると考えられる。 ○本市においても、滞納された住宅家賃の回収に苦慮しており、仮に本提案のとおり、債権回収業務においても課税台帳等を参照することができれば、より効果的・効率的な滞納整理を行うことができると考えている。 ○公営住宅法において、入居者に対する収入状況の報告の請求等の定めがあるが、過去滞納者に対する調査権等は明記されていない。公営住宅における過去滞納者に対する債権回収は、懸念事項であり、その債権確保のための調査権の付与について検討をいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅法(以下「法」という。)は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした法律であるため、家賃は入居者の収入に応じて決定することとともに、入居者の事情に応じた家賃・敷金の減免措置や高額所得者に対する削減・請求等の規定を整備しているところ。 ○これらの規定を適正に運用するためには入居者の収入を把握するためには自主財源を適正に確保する必要がある。そのためには過去した者も含め、公営住宅が公的給付の側面をもつ(市場家賃と負担能力に応じた負担額の差額は、国や事業主体が補填している)との考えのもと、能力に応じて公平に費用負担する必要がある。この部分が縮小すれば公営住宅の運営のために年々赤字補填額が増加し、公営住宅の保有者が自治体財政上のリスクになり、今以上に改善や更新が進まなくなる懸念がある。 ○公平性の確保のためには個々の負担能力を適切に把握する必要があるが、現行制度では家賃等を滞納した過去者の負担能力を調べる術がなく、悪質な滞納者に対する裁判手続を経た強制徴収の実現にも必要な情報も得られず、対応に苦慮している。特に滞納が長期化している者については、事業主体の催告にも一切応じず、法的措置を起しても反応がないため、そこから先の事務手続に進めないといった支障があるのが実情である。 ○よって、「滞納整理業務と法の目的は無関係」ではなく、使用者間の公平性の確保により自主財源が適正に確保されることで公営住宅制度が安定し、住宅セーフティネットの更なる充実が図られるための提案である旨を御理解いただきたい。 		

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 所管省は条項ずれによる都市計画の変更という形式上の変更については、他の実質的な変更と併せて行えば良いかのような見解を示しているが、同意を要する協議は必要最小限とすべきであり、法令改正に伴う条項ずれによる都市計画の変更は都道府県知事との協議が不要であることを明確化すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>1次回答で示したとおり、都市計画において引用されている法令の条項は、都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日において有効であったものとして解釈されることから、条項ずれに係る都市計画の修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではない。</p> <p>一方、都市計画を利用する方々への分かりやすさの観点からは、当該都市計画の実質的な変更を行う機会を捉えて条項ずれを併せて措置していたことが考えられる。また、実質的な変更を行うことが想定されない場合には、同様の観点から、告示している都市計画において条項ずれが生じていることを周知することも考えられる。</p> <p>こうした運用も考えられることを自治体に対して事務連絡で周知する。</p>	<p>6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (17)法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正については、その修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではないことを、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	事務連絡	平成31年3月28日	平成30年12月に「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正については、その修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではないことを、地方公共団体に2018年度中に通知する」旨が閣議決定。	
<p>【静岡県】 公営住宅には、入居資格の審査、入居者の収入の把握・家賃決定、収入超過者・高額所得者に対する措置、家賃滞納指導などの民間住宅にない業務を行なうが、財政である家賃制度は民間並み家賃をベースに設計が行なわれており、必要な手当てがなされていない。</p> <p>このため業務の効率化の観点から、法第34条の規定の収入調査の範囲を拡大することは必要と考える。また、その対応が困難な場合は、滞納債権回収を効率的に進めるため、公営住宅の滞納債権を強制執行できる債権(公債権)として扱えるなど対応を願いたい。</p> <p>【神戸市】 たしかに、公営住宅法第1条にある「この法律の目的」には、「低額所得者に対する低廉な家賃の住宅の賃貸による国民生活の安定と社会福祉の増進への寄与」と明記している。</p> <p>しかし、使用料債権の回収に困難が生じ、事業の運営に支障をきたすことは、低廉な住戸の供給するという目的を継続するにあたり、妨げになってしまう。</p> <p>したがって、滞納整理業務の効率化は、法の趣旨とは無関係とは言えないのではないか。</p> <p>債権確保のための調査権の付与について検討をいただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 慎重に検討されたい。</p>		<p>〇滞納整理業務を効率化して公営住宅運営の安定性を確保したいという趣旨は理解するものの、公営住宅制度は低額所得者の居住の安定を確保するためのものであることから強制徴収の規定を設けておらず、よって滞納整理のための財産調査権を付与することは困難である。</p> <p>〇このため、公営住宅法第34条の収入調査権は、低額所得者のセーフティネットである公営住宅制度の適正な運用において、家賃決定等に当たり必要不可欠な入居者の収入の的確な把握のために用いるという趣旨を超えられるものでないことは1次回答のとおり。</p> <p>〇なお、家賃滞納者に対しては、入居中に的確な対応をとることが望ましく、その留意点について、「公営住宅管理の適正な執行について」(平成30年2月23日付け国債第180号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知)において示しているのを参考にされた。</p>	6【国土交通省】 (11)公営住宅法(昭26法193) 家賃の滞納が生じている者への対応については、適切な対応が講じられるよう、入居者の収入状況の報告の請求等(34条)の活用事例を含め、各地方公共団体における取組事例を調査し、地方公共団体に2018年度中に周知する。	通知	令和元年12月23日	公営住宅における家賃滞納が生じている者に対する取組事例の調査を行い、調査結果及び取組事例について、地方公共団体に周知を行った。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
																団体名
225	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率化や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	本調査については、都道府県への法定受託事務としての経費及び事務手続の面で非効率である。 【具体例】 ・都道府県は、国の説明会に出席し、都道府県が行う事務の説明を国から受け、その内容を業者に再委託することになる。 ・調査方法の疑問等、県委託業者から受けた質問について、県は国に対応の確認をしており、国の指示がないと調査が進行しない。 ・都道府県、国においてそれぞれが、外部委託を行っているが、国が一括して外部委託を行えば、これらの事務が省略でき効率的である。 ・調査票未提出法人に対する督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県が実施することとなっているが、調査を受ける法人にとって、調査の実施主体がわかりにくい。 【都道府県業務】 都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備、宛先不明法人の住所等の調査、調査票の受付整理(システム入力)等 【国土交通省業務】 会社法人、全国規模の会社法人以外の法人の名簿整備、調査票の発送等	調査実施に係る行政コストの効率化、調査対象法人からの問合せに素早く対応される等の国民利便性の向上等が図られる。	統計法第16条統計法施行令第4条	国土交通省	栃木県、福島県、群馬県	一	北海道、青森県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、高知県、熊本県、大分県、九州地方知事会	○法人の種類によって、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が発生しているが、国が一括して調査をすれば、都道府県への依頼・委託契約、都道府県からの返信に対する回答、都道府県が実施する事務等を省略することができ、業務の効率化が図れる。 国が一括して調査することで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図るべきである。 当団体の場合、封筒の宛先が当団体となっていることから、専任の事務担当者が居ないか規模の宗務法人から様々な質問が当団体へ寄せられるが、国へ改めて質問していただくか、当団体から国へ確認した上で回答するなど二度手間が発生する。 ○都道府県事務は、事前調査(都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備)のみに限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考ええる。 【効果】事務手続きおよび経費の効率化 【支障事例】 5年に1度実施される調査であり、県では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でなく、調査担当職員の業務負担が大きい(県の本来業務に支障が生じかねない) 調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせ先が分かりにくく混乱を招く恐れがある。 国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票は国交省が発送→調査対象法人一県一再委託(民間事業者)→国交省という流れで送付されるが、都度送料がかかるため経費のムダが生じる。 国から県への委託費について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調整に時間がかり委託費の確定が遅くなったため、県から民間事業者への委託内容の仕様検討も遅れた。 ○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も含めて一括して外部委託すれば、事務の効率化及び経費削減を図ることができる。 当県では、業務遂行のため、非常勤職員を雇用して対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦勞するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなってきている。 「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられたり、調査票の受付整理や未提出法人への督促等だけ都道府県が実施したりする合理的な理由が見当たらない。 調査方法について、国が調査票を発送するが、受け付けは都道府県となり、調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。 ○【支障事例】 (1) 都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。 (2) 国から都道府県への委託費について、再委託が認められているものの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。 (3) 調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。 【上記の具体例】 (1) 国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮する場合がある。 (2) 再委託する委託費の予算不足により自前で事務処理することにより職員負担が増加している。 (3) 督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。 ○国と都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりづらい。 【具体例】 法人に調査票送付するのは県、問い合わせは国となっている。また、督促について、業書督促を国で、封書・電話督促を県がやることになりわかりづらく(封書等の送達先は県)、混乱、トラブルを招く恐れがある。 非効率な事務となっている。 【具体例】 国でも本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託可となっていることを考えると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないか。(都道府県が介在する効果がない) ○本県においても提案自治体と同様の支障事例が発生しており、解消するためには制度改正の必要性がある。 ○ 本調査事務については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っており、事務手続き上非効率が生じている。 法人名簿整備については、法人番号制度の導入により国税庁が一般公開している法人データを国交省が直接活用すれば足り、都道府県は不要な確認作業を行っている。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う具体的なメリットがない。 ○国からの委託料が十分に確保されておらず、業務に支障をきたす恐れがある。 入札業務等事務量が多く、国において一括して外部委託をおこなうほうが効率的である。 ○各都道府県においては、再委託する場合も、非常勤職員を雇用する場合も、業者へ人材を確保するのに苦慮しているため、本調査は国が一括して外部委託を行えば、全都道府県の事務を省略でき効率的である。 ○都道府県への法定受託事務としている明確な理由及び必要性が見出せず、経費及び事務手続の面で非効率である。 調査手法で国と都道府県で事務分担(例:1回目の督促の実施は国で2回目が県)が分かれており、回答する法人には分かりにくい。 当該調査が5年に1回の頻度であることから、その事務実施だけのための人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められているとは言え、その業務のために必要な準備、手配、入札、進行管理運営等を行う職員の負担が重くのしかかっている。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、県が分担する事務は当該調査業務の一部分であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。 調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。 ○本県では、本調査専属の非常勤職員を雇用し、業務を実施しているが、人員確保や情報流出防止に留意した作業場所の確保等に苦慮している。また、国からの予算措置が十分ではなく、委託の実施は困難となっている。	平成5年の第1回調査から業務の一部を都道府県で実施しており、平成30年調査に係る業務としては、会社以外の法人に係る名簿整備、調査票の回収及び督促業務について、統計法第16条及び同法施行令第4条に基づき、法定受託事務として実施することとしている。 平成30年調査における都道府県委託業務は、平成25年調査時に最も負担が大きかった疑義照会(回収した調査票の記載内容に対する照会)業務を国土交通省が実施することとし、また、平成30年調査の企画・設計段階では、第1回から第3回までの督促をすべて都道府県において実施する予定だったが、事務負担を軽減すべく第1回の督促を国土交通省で実施することとした。 事務分担の変更は、調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要と考えられるが、次回調査に向けて、平成30年調査の調査票の回収状況や結果も踏まえ、国土交通省内部及び外部に設けた学識経験者等から成る研究会(平成5年調査から毎年開催)において、都道府県の関与の在り方について検討する。	都道府県が担当する「会社法人以外の法人」の中には、市・町等が所管し、県と関係性が低い法人も含まれている。県の調査担当が調査にかかわることによって、調査票の回収率を上げることに貢献できているのか疑問である。また、調査対象法人から質問があった場合、委託事業者一県一県と確認することになり、時間を要することから、調査票回収に悪影響を及ぼすことも懸念される。 8月から本格的に調査が開始されたが、システムが当初想定通りに動かず混乱が生じており、国一県一委託事業者間のやり取りも煩雑となっている。 調査対象法人及び都道府県双方に負担のない効率的な調査方法となるよう見直しをお願いしたい。	一

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【愛知県】 調査票の回収時における国と県の現行の事務分担は、調査対象が会社法人であるか等によって区分けされているだけであり、これらを変更することで回収率が下がるとは考え難い。 都道府県の関与のあり方について、引き続き検討されるということであるが、法人土地・建物基本調査における都道府県の関与の必要性が十分に示せないのであれば、提案の趣旨に沿った都道府県事務の見直しをしていただきたい。</p>				<p>平成30年土地基本調査に関する研究会(第1～3回)においては、国と都道府県の事務分担の見直しのほか、「調査票」の構成・デザイン改善などの回収率確保に関する議論を行った。 また、平成30年調査は、平成28年に実施した予備調査における国と都道府県の事務分担に応じた督促と回収率の傾向について検証を行い、その結果を踏まえて、国と都道府県の事務分担を決定した(平成28年予備調査における国の回収率:約71%、都道府県の回収率:約85%)。 次回調査における都道府県の関与の在り方については、今回の調査に伴う回収率等の結果を踏まえたうえで、次回調査に向けた研究会等に向けて、事務の効率化のための見直しの方向性を整理する。</p>	<p><平30> 6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <令3> 5【国土交通省】 (19)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査については、都道府県の負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・令和5年に実施する当該調査に先立ち試行的に実施する令和3年の予備調査に係る事務については、国が処理する。 【措置済み(令和3年予備調査において実施)】 ・当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。</p>	<p>従前、都道府県が担当していた事務について、令和3年度の「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査」を国土交通省が実施するなど、都道府県の負担軽減のための措置を行う。 また、法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年度から国が処理する。</p>	令和4年度中	<p>法人土地・建物基本調査に係る都道府県が行う事務に関する課題について把握するため、平成32年2月から3月にかけて、都道府県の調査業務担当者に対するヒアリングを行った。 また、都道府県が行う事務の在り方の見直しへ向け、次回以降の法人土地・建物基本調査の設計に関する検討の前提となる、平成30年調査の集計を国土交通省において行い、令和2年9月30日に公表した。 平成30年調査に係る回収や集計をはじめとした事務の状況や都道府県に対するヒアリングを踏まえ、法人土地・建物基本調査に関する研究会で検討した結果、都道府県の負担軽減のための措置を行うことについて了承を得たところである。 令和3年度の「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査」は国土交通省で実施した。 令和4年度は、都道府県が担当していた事務について従前どおり実施し、その事務手続き等については、簡素化した。 「統計法施行令」の改正(令和5年3月8日公布、4月1日施行)及び「法人土地・建物基本調査規則」の改正(令和5年3月31日公布、4月1日施行)により、当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、国が処理することとした。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
																団体名
257	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	通訳案内士登録業務の見直し	通訳案内士登録の際に提出を求めている書類の見直し	通訳案内士の登録に当たっては、必要書類として、通訳案内士法施行規則第16条において、申請書、健康診断書、合格証書の写し及び履歴書等の提出を義務づけている。このうち、健康診断書については、同規則第17条に規定される「精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）」とするではないことの証明を求めるものであるが、申請者が医師から専門外の分野であること等を理由に診療を断られる事例が発生している。その他、精神科等での受診の要否、定期健康診断書での代用の可否の問い合わせ等、登録申請書類のうち、最も多くの問い合わせが寄せられている。健康診断書については、口述試験において、通訳案内の現場に必要なコミュニケーションを図るための実践的な能力を判定していることに鑑みれば、登録申請時点で医師による診断を不要としても大きな影響は出ないものと考えられる。また、履歴書については、登録事務、またそれ以降においても使用されず、申請手続において提出させる理由が不明確であり実務上の必要性が乏しいと思われる。以上のことから、申請者の利便性の向上及び行政効率化の観点に立ち、健康診断書及び履歴書を提出書類から省くなど制度の見直しを求める。	通訳案内士登録に係る書類を削減することにより、申請者の受診・診断書の作成、履歴書の作成に係る負担を軽減するとともに、登録業務に係る書類の確認を行う地方公共団体職員の負担を軽減することができる。	通訳案内士法施行規則第16条第2項	国土交通省	関西広域連合	—	長野県、愛媛県、福岡県、大分県	○本県でも、全国通訳案内士登録に係る書類のうち、健康診断書及び履歴書については、本提案と同様の支障事例がある。健康診断書については、精神科等での受診の要否等の問合せの多さや、診断書発行費用がかかることを踏まえ、提出は、申請者にとって負担になっている事項であると考えられる。ただし、健康診断書の提出は、通訳案内士法施行規則第17条の規定を証明する手段となっており、負担軽減のために提出不要と判断するには検討が必要である。なお、履歴書については、理由が不明確なまま提出を求めている状況であり、徹求理由が明確にならない限り、提出は不要と考える。○提案に記載のとおり、現場に必要なコミュニケーションを図る実践的な能力があると判断されているのであれば、登録時の医師の診断書の必要性はないと考えている。実際に、「改めて医師への診断を求めるのは大変で、直近の健康診断書の診断結果を使いたい」という問い合わせも何件か受けている。履歴書に関しても登録事務の際も、その後も使用することはなく、提出の理由が不明確である。○健康診断書について、問合せが多くなることは事実である。口述試験でコミュニケーション能力は十分判定することができ、規則第17条の該当の有無を判断することも可能であると考える。また、履歴書についても作成に時間を要する上、用途が不明確である。両書類を提出不要とすれば申請者の負担減、問合せ数も減となり、それによる問題も発生しないと思われる。○本県でも、健康診断書について同様の問い合わせが寄せられており、また、履歴書についても登録事務以降は使用していないことから、制度改正を求めることに賛同する。	全国通訳案内士の登録手続きに当たっては、申請者が、通訳案内士法第21条第1項、同法施行規則第17条に規定する登録拒否要件に該当しないか確認を行う必要がある。健康診断書については、申請者に対して健康診断書の提出を求めるとともに、都道府県が迅速に処理することを可能としている。また、責任者が提案する全国通訳案内士試験での確認については、当該試験は必要な知識や能力を有するか判定することを目的として行うものであり、受験者の心身障害について専門的な知識を有さない試験委員が判断することは難しい。さらに、全国通訳案内士試験合格者は、必ずしも合格後直ちに全国通訳案内士の登録手続きを執らない場合もあることから、当該確認行為は、手続時に健康診断書の提出をもって行うことが必要最小限の適切な方法である。履歴書についても、申請者が通訳案内士法第4条の欠格事由に該当しないか確認する手段として求めているものであり、当該確認行為は、健康診断書と同様、登録手続き時において行うことが適切であると考える。	健康診断書について、申請者からは、通訳案内士の業務内容が分からないため医師から診察を拒否されたとの声が集まっているところ。また、通訳案内士法施行規則第17条に「通訳案内の業務を適正に行うに当たって」とあることから、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し、業務遂行の可否を判断するに当たっての助けとなるガイドラインの作成など、適切な措置を求める。履歴書については、申請者が通訳案内士法第4条の欠格事由に該当しないか確認する手段として履歴書を提出させることが通訳案内士法に明記されておらず、内閣府が募集した追加共同提案団体の意見からも、貴省の意図が自治体に伝わっていない可能性がある。また、賞罰権のない履歴書により登録を申請する申請者が多いことから、履歴書の提出により第4条の欠格事由に該当するかどうかの判断ができないため、関西広域連合では別途欠格事由に該当しない旨の宣言書の提出を求めている。また、個人情報保護の観点からも、欠格事由に該当しないことを確認すればよく、学歴や職歴等の不要な個人情報を収集することとなる履歴書の提出は望ましいものではないと考える。さらに、平成30年1月4日付の観光資源課長通知文(観観資343号)では、日本国籍を有さない者の欠格事由に該当しないことの確認方法として、原則、申請者本人に欠格事項に該当しない旨の誓約書を提出させる方法をもってすることと定めている。こうしたことから、履歴書に代えて、関西広域連合で使用している欠格事由に該当しないことの宣言書を提出させることを求める。以上の2点について、申請者の利便性の向上及び行政効率化の観点から再検討をお願いしたい。	有
265	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	宅地建物取引士における旧姓使用について	宅地建物取引士法施行規則第14条の11に規定されている宅地建物取引士証の記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名について、旧姓の記載を可能とすること。	本県としては、男女共同参画の推進と女性の活躍支援を促している立場であるが、都道府県が登録や交付等の事務を行っている宅地建物取引士においては、旧姓の使用が認められていない状況で、宅地建物取引士として活躍する方(特に女性の方)の改姓によるキャリアの分断が避けられ、男女共同参画の推進と女性の活躍の機会拡大につながる。	宅地建物取引士法施行規則第14条の10、第14条の11	国土交通省	岩手県、大分県、大分県	—	福井市、大分県	○本市においても「あらゆる分野における女性の活躍」を目指し、各種事業に取り組んでおり、個別の事業に限らず、男女共同参画の推進と女性の活躍の機会拡大に繋がる制度見直し等を進めていく必要があると考える。○当団体においても、頻度としてそれほど多いわけではないが、旧姓使用に関する要望が寄せられることがある。なお、旧姓、改姓のいずれであっても、消費者保護の観点から、従事先の業者内において、使用を統一することが望ましい。	宅地建物取引士法第35条第4項では、宅地建物取引士は、重要事項説明をするときは、説明の相手方に対し、宅地建物取引士証を提示しなければならないこととされている。これは、都道府県に登録されている宅地建物取引士の本人情報等に照らして宅地建物取引士証に記載されている情報の真正性があつたことを確認しながら、買主等の消費者に押しこめを必ず提示させることで、宅地建物取引士でない者が重要事項を説明することやその名義貸しを防止するためのものである。このため、旧姓使用を認めるに当たっては、買主等の消費者保護の観点から、都道府県に登録する際の内容を見直す必要が生ずるため、都道府県や不動産関係団体との調整を進めつつ、検討する。	本提案を検討するに当たって、都道府県に登録等を申請する際の内容を見直す必要があるとの回答をいただいているが、具体的にどのような点を見直す必要があるのか御教示いただきたい。なお、本提案は、男女共同参画の推進と女性の活躍支援に資するものであり、他の多くの国家資格(建築士、弁護士等)において、旧姓の使用が認められている状況を鑑み、前向きに検討されたい。	—	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				健康診断書については、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し、かつ業務の遂行の可否について容易に判断できるよう、健康診断書の様式を見直す方向で検討を行う。 また、履歴書についても、他の制度における申請時の添付書類を踏まえ、履歴書から宣誓書等に見直す方向で検討を行う。	6【国土交通省】 (4)通訳案内士法(昭24法210) 通訳案内士の登録申請時の添付書類(施行規則16条2項)については、申請者の負担及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	省令 通知等	平成31年4月10日	「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日閣議決定)を踏まえ、通訳案内士の登録申請時の添付書類について、通訳案内士法施行規則(昭和24年運輸省令第27号)を改正し、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるよう変更したほか、健康診断書の様式を見直した「全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について」(平成31年4月10日観参第826号)を各都道府県に通知した。	
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		宅地建物取引士証に記載されている情報の真正性を確保する観点から、使用する旧姓に係る申請内容や申請方法等について検討する必要があると考えている。都道府県や不動産関係団体との調整を進めつつ、提案団体のご意見等も参考にしながら検討して参りたい。	6【国土交通省】 (12)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の記載事項(施行規則14条の11)のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用の可否については、都道府県及び不動産団体の意見を聴いた上で、旧姓使用を可能とする方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	会議において 周知	令和元年11月12日	宅地建物取引士証における旧姓使用を可能とする方向で関係団体等と調整し、宅地建物取引士証に旧姓を併記することを可能とする旨を宅地建物取引業法主務者協議会幹事会議において周知した。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解		補足資料
287	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国土交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率化や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	本調査については、統計法第16条及び統計法施行令第4条に基づき、以下の区分で事務を行うこととされている。 〔都道府県〕 ・活動が都道府県内にとどまる「会社以外の法人」の名簿整備・督促(2回目・3回目)、調査票の回収・受付(形式審査)、データ入力(国土交通省) 〔国土交通省〕 ・活動が全国展開している「会社以外の法人」及び「会社法人」の名簿整備、その他都道府県が実施する業務以外の業務(支障事例) ・民間企業へ委託して実施する単純事務についても、国が事務を行うこととされている事務もあれば、都道府県が事務を行うこととされている事務もあり、国と都道府県でそれぞれ民間企業への委託を行う必要があり非効率となっている。 ・都道府県が断片的に事務を行うこととされているため、調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招きかねない。 〔非効率となっている具体例〕 別紙のとおり 〔調査対象法人の混乱やトラブルを招く恐れのある具体例〕 別紙のとおり	行政の効率化や調査対象法人の調査における利便性の向上等が図られる。	統計法第16条 統計法施行令第4条	国土交通省	九州地方知事会	九州地方知事会 【添付資料】 非効率となっている具体例(法人土地・建物)	北海道、青森県、福島県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、高知県、岡山県、高知県 ○法人の種類によって、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が発生しているが、国が一括して調査をすれば、都道府県への負担・委託契約、都道府県からの照会に対する回答、都道府県が実施する事務等を省略することができ、業務の効率化が図れる。 国が一括して調査をすることで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図るべきである。 当団体の場合、封筒の宛先が当団体となっていることから、専任の事務担当者が居ないか規模の宗教法人から様々な質問が都道府県に寄せられるが、国へ改めて質問していただくか、当団体から国へ確認した上で回答するなど二度手間が発生する。 ○都道府県事務は、事前調査(都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備)のみに限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。 【効果】事務手続きおよび経費の効率化 【支障事例】 ○5年に1度実施される調査であり、県では当該調査に係る人員を調査年度に限り確保することは現実的でなく、調査担当職員業務負担が大きい(県の本業業務に支障が生じかねない) 調査を受ける法人からの問い合わせ対応に国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせ先が分かりにくく混乱を招く恐れがある。 国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票は国交省が発送(調査対象法人一県一再委託先(民間事業者)→国交省という流れで送付されるが、都度送料がかかるため経費のムダが生じる。 国から県への委託費について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調整に時間がかかり委託費の確定が遅くなったため、県から民間事業者への委託内容の仕様検討も遅れた。 ○国は「会社以外の法人」も含めて一括で外部委託すれば、事務の効率化及び経費削減を図ることができる。 当県では、業務遂行のため、非常勤職員を雇用して対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦労するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなってきている。 「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられ、調査票の受付整理や未提出法人への督促だけ都道府県が実施したりする合理的な理由が見当たらない。 調査方法について、国が調査票を発送するが、受け付けは都道府県となり、調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。 ○【支障事例】 (1)都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。 (2)国から都道府県への委託費について、再委託が認められているものの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。 (3)調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。 【上記の具体例】 (1)国が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮する場合がある。 (2)再委託する委託費の予算不足により前中で事務処理することにより職員負担が増加している。 (3)督促について、1回目を国交省が、2回目以降は都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。 ○国と都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりづらい。 【具体例】 法人に調査票を送付するのは県、問い合わせは国となっている。また、督促について、業書督促を国で、封書・電話督促を県がやることになりわかりづらく(封書等の返送先は県)、混乱、トラブルを招く恐れがある。 非効率な事務となっている。 【具体例】 国でも本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託もなっていることを考えると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないか。(都道府県が介在する効果は分からない) ○5年に1度の統計調査のため国から委託される当該事務は、事務量が膨大であり、限られた職員での対応が困難であるため、民間事業者へ再委託することになるが、国からの予算も限られていることから、受託事業者を見つけることが困難な状況である。また、各都道府県においては、入札や契約、調査票の受付、国や業者との連絡調整に苦慮するなど、非効率な状況があることから、国が一括して外部委託することにより都道府県事務負担を軽減するよう法定受託事務を見直すこと。 ○本調査事務については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っており、事務手続き上非効率が生じている。 法人名簿整備については、法人番号制度の導入により国税庁が一般公開している法人データを国交省が直接活用すれば足り、都道府県は不要な確認作業を行っている。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う具体的なメリットがない。 ○都道府県への法定受託事務としている明確な理由及び必要性が見出せず、経費及び事務手続の面で非効率である。 調査手法で国と都道府県で事務分担(例:1回目の督促の実施は国で2回目が県)が分かれており、回答する法人には分かりにくい。 ○当該調査が5年に1回の頻度であることから、その事務実施だけのための人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められているとは言え、その業務のために必要な準備、手配、入札、進行管理運営等を行う職員の負担が重くのしかかっている。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、県が分担する事務は当該調査業務の一部分であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。 調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。	平成5年の第1回調査から業務の一部を都道府県で実施しており、平成30年調査に係る業務としては、会社以外の法人に係る名簿整備、調査票の回収及び督促業務について、統計法第16条及び同法施行令第4条に基づき、法定受託事務として実施することとしている。 平成30年調査における都道府県委託業務は、平成25年調査時に最も負担が大きかった疑義照会(回収した調査票の記載内容に対する照会)業務を国土交通省が実施することとし、また、平成30年調査の企画・設計段階では、第1回から第3回までの督促をすべて都道府県において実施する予定だったが、事務負担を軽減すべく第1回の督促を国土交通省で実施することとした。 事務分担の変更は、調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要と考えられるが、次回調査に向けて、平成30年度調査の回収状況や結果も踏まえ、国土交通省内部及び外部に設けた学識経験者等から成る研究会(平成5年調査から毎年開催)において、都道府県の関与の在り方について検討する。	1 調査体制に係る国交省の基本的な認識について 国交省の今回の回答において「事務分担の変更は、調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要と考えられる」とあるが、都道府県の関与と回収率との間にはどのような関係があるのかについては明らかにされていない。回収率の向上を理由とするのであれば、補足資料①に掲げる点を踏まえながら、その判断の根拠を具体的に示してほしい。 2 国土交通省内部及び学識経験者等から成る研究会での検討の方向性及びスケジュールについて 第三者である研究会においては、「都道府県の関与ありき」として事務分担のあり方だけを議論するのではなく、1で前述したとおり「都道府県の関与と調査票回収率との関係」について国交省の認識・判断が正しいかどうかをデータに基づいて検証し、客観的に議論すべきである。この点について、国交省の考えを示してほしい。 また、各都道府県においては、次回調査における法人名簿整備を2022年度に実施することとなるため、予算要求の準備を2021年7月頃から着手する必要がある。都道府県の予算措置に間に合うよう、国交省・研究会における検討の大まかなスケジュールを示してほしい。	有	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【愛知県】 調査票の回収時における国と県の現行の事務分担は、調査対象が会社法人であるか等によって区分けされているだけであり、これらを変更することで回収率が下がるとは考え難い。 都道府県の関与のあり方について、引き続き検討されるということであるが、法人土地・建物基本調査における都道府県の関与の必要性が十分に示せないのであれば、提案の趣旨に沿った都道府県事務の見直しをしていただきたい。</p>				<p>平成30年土地基本調査に関する研究会(第1～3回)においては、国と都道府県の事務分担の見直しのほか、「調査票」の構成・デザイン改善などの回収率確保に関する議論を行った。 また、平成30年調査は、平成28年に実施した予備調査における国と都道府県の事務分担に応じた督促と回収率の傾向について検証を行い、その結果を踏まえて、国と都道府県の事務分担を決定した(平成28年予備調査における国の回収率:約71%、都道府県の回収率:約85%)。 次回調査における都道府県の関与の在り方については、今回の調査に伴う回収率等の結果を踏まえ、次回調査に向けた研究会等に向けて、事務の効率化のための見直しの方向性を整理する。</p>	<p><平30> 6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <令3> 5【国土交通省】 (19)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査については、都道府県の負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・令和5年に実施する当該調査に先立ち試行的に実施する令和3年の予備調査に係る事務については、国が処理する。 【措置済み(令和3年予備調査において実施)】 ・当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。</p>	<p>従前、都道府県が担当していた事務について、令和3年度の「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査」を国土交通省が実施するなど、都道府県の負担軽減のための措置を行う。 また、法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年度から国が処理する。</p>	令和4年度中	<p>法人土地・建物基本調査に係る都道府県が行う事務に関する課題について把握するため、平成31年2月から3月にかけて、都道府県の調査業務担当者に対するヒアリングを行った。 また、都道府県が行う事務の在り方の見直しへ向け、次回以降の法人土地・建物基本調査の設計に関する検討の前提となる、平成30年調査の集計を国土交通省において行い、令和2年9月30日に公表した。 平成30年調査に係る回収や集計をはじめとした事務の状況や都道府県に対するヒアリングを踏まえ、法人土地・建物基本調査に関する研究会で検討した結果、都道府県の負担軽減のための措置を行うことについて了承を得たところである。 令和3年度の「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査」は国土交通省で実施した。 令和4年度は、都道府県が担当していた事務について従前どおり実施予定としているが、その事務手続き等については、簡素化する。 「統計法施行令」の改正(令和5年3月8日公布、4月1日施行)及び「法人土地・建物基本調査規則」の改正(令和5年3月31日公布、4月1日施行)により、当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、国が処理することとした。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名			見解	補足資料
											団体名	支障事例			
296	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	市町村が地域の実情に応じて公園の設置を判断できるよう枠付けの廃止・緩和	都市公園等の設置について法令等により大都市部の状況を前提として一律に基準が定められているが、人口減少、都市のコンパクト化など地域の社会状況に即した公園の適切な設置を市町村が自ら判断できるよう、制度を見直すこと。	都市計画法施行令第25条第1項第6号では、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が0.3ha以上0.9ha未満の開発行為については、面積の3%以上の公園、緑地又は広場の設置を要する。人口減少、都市のコンパクト化など地域の社会状況に即した公園の適切な設置を市町村が自ら判断できるよう、制度を見直すこと。	人口減少が進みコンパクトなまちづくり等が求められる中、都市計画法体系で求められる公園等の設置について、地域の実情に合わせて柔軟性が担保されること、効率的・合理的な公共施設等の配置を要する。	都市計画法施行令第25条第1項第6号、都市計画法施行令第26条第1項第6号、都市計画運用指針(第8版)(都市施設(IV-2-II B.1.))	国土交通省	全国市長会	一	仙台市、白河市、ひたちなか市、三浦市、高崎市、岩手市、青森市、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	開発行為において、公園等の設置を求めているのは、良好な住環境の形成や防災上の見地から必要最低限の公共空地を確保する必要があると見做すのが、住民にとって利用価値が高く、また、自治体、住民とも維持管理に苦慮する小規模な公園等が多数設置されている現状を踏まえて、その維持管理費用について、住民の負担を求め続けることが困難となっている。このような趣旨を踏まえて、提案団体が示しているような田畑は、一般的には公共空地としての役割を果たし得ず、私有地であることから開発行為完了後も周辺に存在し続けることが担保されていないことから、開発区域の周辺に単に田畑が存在することを、公園等の設置を不要とすることは適当ではない。	良好な住環境の形成や防災上の見地から必要最低限の公共空地を確保する必要があると見做すのが、住民にとって利用価値が高く、また、自治体、住民とも維持管理に苦慮する小規模な公園等が多数設置されている現状を踏まえて、その維持管理費用について、住民の負担を求め続けることが困難となっている。このような趣旨を踏まえて、提案団体が示しているような田畑は、一般的には公共空地としての役割を果たし得ず、私有地であることから開発行為完了後も周辺に存在し続けることが担保されていないことから、開発区域の周辺に単に田畑が存在することを、公園等の設置を不要とすることは適当ではない。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【仙台市】 隣接地が私有地であるケースに限らず、都市計画法施行令第25条第1項第6号に則ると、小規模多数の公園緑地が帰属され、本来の目的である「適切な公共空地の確保及び管理」が困難であることから、緩和の措置を検討していただきたく、要望するものである。		【全国知事会】 公園等の設置については、公共空地に固執するなど大都市部を念頭に置いた全国一律の基準等が法令等により定められていることから、多くの自治体から支障が生じているとの意見が出されている。このため、地域の実情に応じて判断できるよう、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為については、開発区域の面積の3パーセント以上の公園等(公園、緑地又は広場)の設置を求めているが、開発区域の周辺に既に相当規模の公園等が存する場合等、特に必要がないと認められる場合には、公園等を設置する必要はないとされている(都市計画法施行令第25条第6号ただし書)。 支障事例として挙げられている開発区域に隣接して緩衝緑地が存する場合や廃止した学校跡地を公園等として新たに整備する場合については、都市計画法施行令第25条第6号ただし書が適用できる場合があると考えられる。 なお、条例により、公園等の設置を義務付ける下限面積(0.3ヘクタール)を1ヘクタールまで緩和すること及び地方公共団体が「開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合には、公園の設置を求めないことも可能である(都市計画法施行令第29条の2第2項第3号)。 このように、不必要な公園等の設置を求めないよう地域の実情に応じた運用を可能とする措置を講じていることから、現行制度において十分対応可能であると考える。	6【国土交通省】(昭43法100) (i) 都市計画法(昭43法100) (iv) 開発許可の基準を適用するに必要の技術的細目のうち、公園等の設置基準に係る施行令第25条第6号ただし書の適用については、公園等の設置基準に係る施行令第25条第6号ただし書の適用については、公園等の周辺に公共空地として存続することが担保されている緩衝緑地等が存する場合もその対象になり得ること、公園等の管理者となる市町村(特別区を含む。)と十分な連絡調整を図ることが望ましい旨を、地方公共団体に2019年中に周知する。	会議において周知	令和元年中	平成30年12月に「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」において「開発許可の基準を適用するに必要の技術的細目のうち、公園等の設置基準に係る施行令第25条第6号ただし書の適用については、開発区域の周辺に公共空地として存続することが担保されている緩衝緑地等が存する場合もその対象になり得ること、公園等の管理者となる市町村(特別区を含む。)と十分な連絡調整を図ることが望ましい旨を、地方公共団体に2019年中に周知する」旨が閣議決定。当該閣議決定を踏まえ、令和元年8月から11月にかけて開催された開発許可地方ブロック会議等において周知。	